

# 小田原市自殺対策計画

平成31年（2019年）3月  
小田原市

## はじめに

平成 28 年 4 月、施行から 10 年の節目にあたる自殺対策基本法が改正、また平成 29 年 7 月には、自殺総合対策大綱の見直しがなされ、この中で、地方公共団体は国と連携しつつ、各関係機関や団体と緊密に連携・協働を図りながら、地域の実情等を勘案した自殺対策を推進していくこととなりました。



本市では、「おだわら TRY プラン（第 5 次小田原市総合計画）」におけるまちづくりの目標の第一に「いのちを大切に作る小田原」を掲げ、多様な事業や取組を通して、地域での支えあいを育て、生涯を通じて安心して生き生きと暮らすことのできるまちの実現を目指しています。

自殺対策においては、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携を深め、「生きることの包括的な支援」として実施することに重点を置き、地域に暮らす人々や機関との「つながり」の強化や、「孤立」を防ぐための環境整備を進めてまいります。さらには、子どもから大人まであらゆる世代の方が、さまざまな困難やストレスをしなやかに受け止め、柔軟に対処するための「生きる力を育む」ことで、「誰も自殺に追い込まれることのない小田原の実現」に取り組んでまいります。

本計画は、自殺を考えている人を一人でも多く救うために、全庁的・総合的な施策を進めていく指針となるものです。市民及び関係者の皆様におかれましては、今後とも、自殺対策への変わらぬご理解とご協力をいただきますようお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたりご尽力いただいた小田原市自殺対策計画策定検討委員の皆様をはじめ、多くの貴重なご意見、ご提案を賜りました皆様に心から感謝を申し上げます。

平成 31 年（2019 年）3 月

小田原市長

加藤 憲一

# 目 次

<b>第1章 計画の策定にあたって</b> .....	<b>1</b>
1 計画策定の趣旨 .....	1
2 計画の位置づけ .....	2
3 計画の期間.....	3
<b>第2章 小田原市の自殺をめぐる現状</b> .....	<b>4</b>
1 自殺に関連するデータ.....	4
2 広報委員を通じたアンケート調査結果.....	13
3 小田原市の自殺の特徴.....	20
<b>第3章 計画の基本方針</b> .....	<b>21</b>
1 基本理念 .....	21
2 基本認識 .....	21
3 基本方針 .....	22
4 数値目標 .....	23
5 施策の体系.....	24
<b>第4章 実施計画</b> .....	<b>27</b>
1 基本施策 .....	27
2 重点施策 .....	39
3 自殺対策に関連し得る既存事業（生きる支援に対する施策） .....	44
<b>第5章 計画の推進</b> .....	<b>59</b>
1 推進体制 .....	59
2 進行管理 .....	59

<b>参考資料</b> .....	<b>60</b>
1 小田原市自殺対策計画策定検討委員会規則.....	60
2 小田原市自殺対策計画策定検討委員会名簿.....	62
3 小田原市自殺対策計画策定までの経過.....	63
4 小田原市自殺対策計画（素案）に対する市民意見の募集の結果.....	64
5 用語集.....	65
6 自殺対策基本法 .....	67

## 第1章 計画の策定にあたって

### 1 計画策定の趣旨

我が国の自殺者数は、平成10年に急増し、毎年3万人前後の高い水準で推移していました。しかし、平成18年に自殺対策基本法が制定されて以降、それまで「個人の問題」とされてきた自殺が「社会の問題」として広く認識されるようになり、国を挙げて自殺対策に取り組んできた結果、平成23年以降はわずかに減少傾向にあります。しかし、我が国の自殺死亡率（人口10万人当たりの自殺による死亡率）は、主要先進7か国の中で最も高く、未だに自殺者数は毎年2万人を超える水準であり、依然として深刻な状況にあります。本市の自殺者数も、国と同様に平成23年以降減少傾向にあるものの、毎年約40人のかたが自ら尊い命を絶っています。

自殺の背景には、精神保健上の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立などの様々な社会的要因があることが知られています。自殺に至る心理として、様々な悩みが原因で追い詰められ自殺以外の選択肢が考えられない状態に陥ったり、社会とのつながりの減少や生きていても役に立たないという役割喪失感等から危機的な状態にまで追い込まれてしまう過程と見ることができ、「誰にでも起こり得る危機」といえます。

自殺対策とは、「生きることの阻害要因を減らし、生きることの促進要因を増やす」ことを通じて、社会全体の自殺リスクを低下させていくものです。そのためには、市民をはじめ、行政や事業主、学校、関係機関等がそれぞれにおいて強力に、かつ総合的に自殺対策の推進を図っていく必要があります。

平成28年に自殺対策基本法が改正され、これらの基本的な方向性は変わらないものの、自殺対策のより一層の推進と、より具体的・実効的な計画の必要性が明記されるとともに、地域の実情を勘案した計画を定めることとされました。

これを受け本市では、これまで行ってきた取組の成果や本市の特徴等を踏まえ、整理することで、今後の自殺対策における方向性や取組を示すべく、本計画を策定することといたしました。

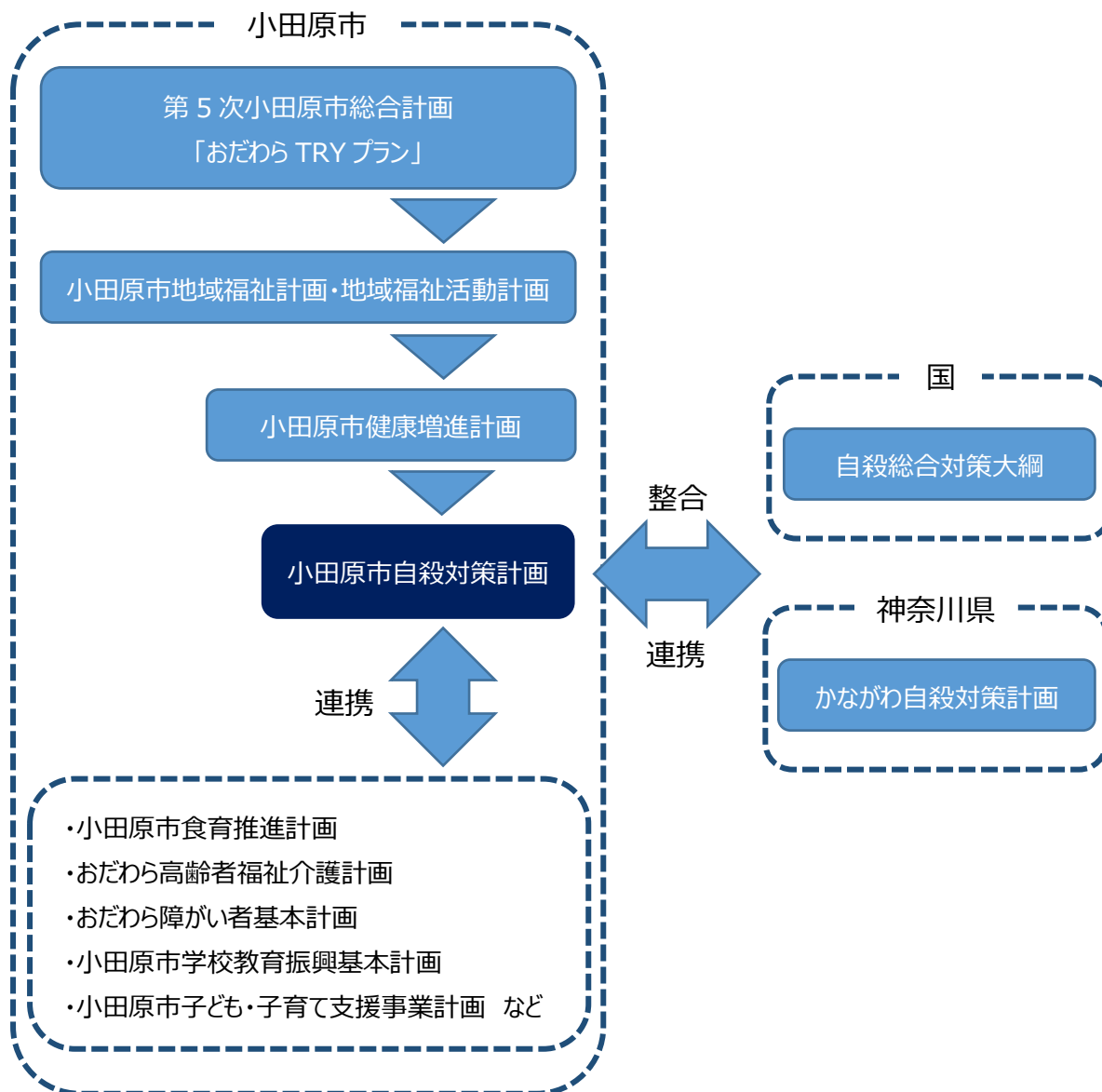
本計画における基本的な方針や具体的施策を推進していくことで、「誰も自殺に追い込まれることのない小田原」の実現を目指します。

## 2 計画の位置づけ

本計画は、自殺対策基本法第13条第2項に基づく市町村自殺対策計画として位置づけられます。

また、その実施に当たっては、本市の上位計画である第5次小田原市総合計画「おだわら TRY プラン」との整合を図り、住民の健康の増進を推進するための「小田原市健康増進計画」の下位計画として位置づけるとともに、その他計画とも連携することにより、関係する事業を協働で推進するものとします。

国の「自殺総合対策大綱」や県の「かながわ自殺対策計画」との整合・連携を図り、総合的に本市における自殺対策を推進していくものとします。



### 3 計画の期間

本計画の期間は平成 31 年（2019 年）度から平成 34 年（2022 年）度までの 4 年間とします。

情勢の変化等により見直しが必要となった場合は、計画期間内であっても必要な見直しを行うものとします。

平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年 (2019 年) 度	平成 32 年 (2020 年) 度	平成 33 年 (2021 年) 度	平成 34 年 (2022 年) 度
		小田原市自殺対策計画（4 年間）			
	小田原市健康増進計画 H25～H34（10 年間）				
	小田原市地域福祉計画・地域福祉活動計画 H29～H33（5 年間）				
	第 5 次小田原市総合計画（おだわら TRY プラン）H23～H34（12 年間）				

また、第 5 次小田原市総合計画「おだわら TRY プラン」や小田原市健康増進計画の計画期間も平成 34 年（2022 年）度までとなっており、同時期の見直しとすることで、さらなる相互の連携や整合を図ることが可能となります。

なお、本計画の見直しにおいては、上位計画の小田原市健康増進計画の一部として組み込むことも検討していきます。

## 第2章 小田原市の自殺をめぐる現状

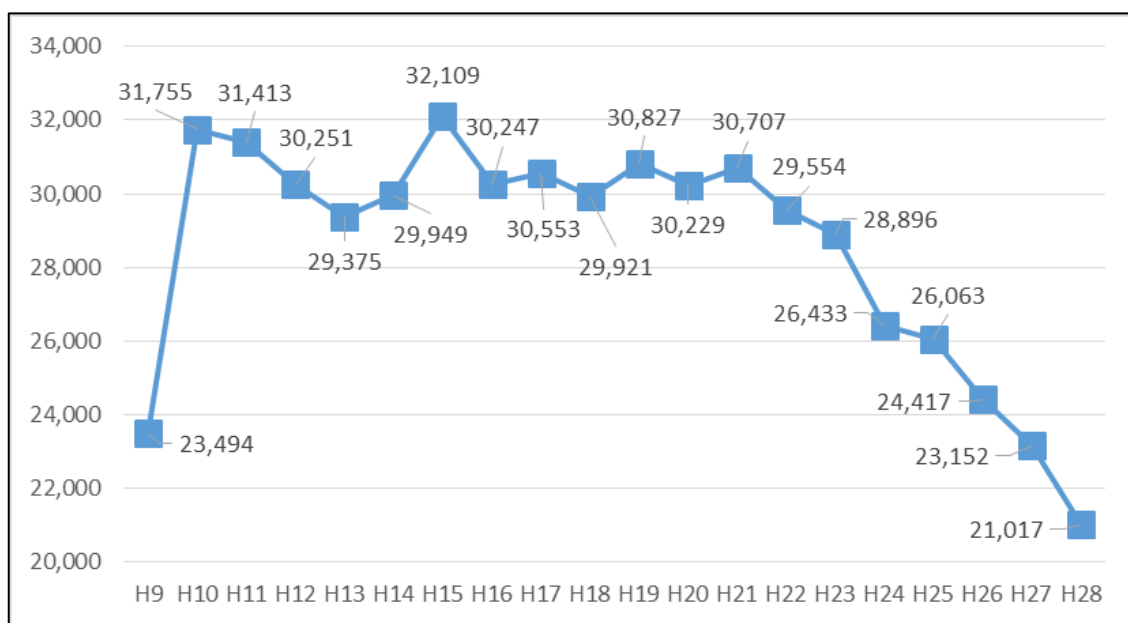
### 1 自殺に関連するデータ

自殺に関する統計は、主に厚生労働省「人口動態統計<sup>(※1)</sup>」(以下、人口動態統計)と警察庁「自殺統計<sup>(※2)</sup>」(以下、警察庁自殺統計)があります。いずれも1月から12月の集計を行いますが、人口動態統計は、日本における日本人を対象とし、住所地を基に死亡時点で計上します。

一方、警察庁自殺統計は、日本における外国人も含めた総人口を対象とし、発見地を基に、発見時点で計上しているため、人口動態統計とは、自殺者数や自殺死亡率に違いがあります。

本計画では、この2つの統計を活用し、自殺者の傾向を分析しています。

#### 【全国の自殺者数の推移（平成9年－28年）】

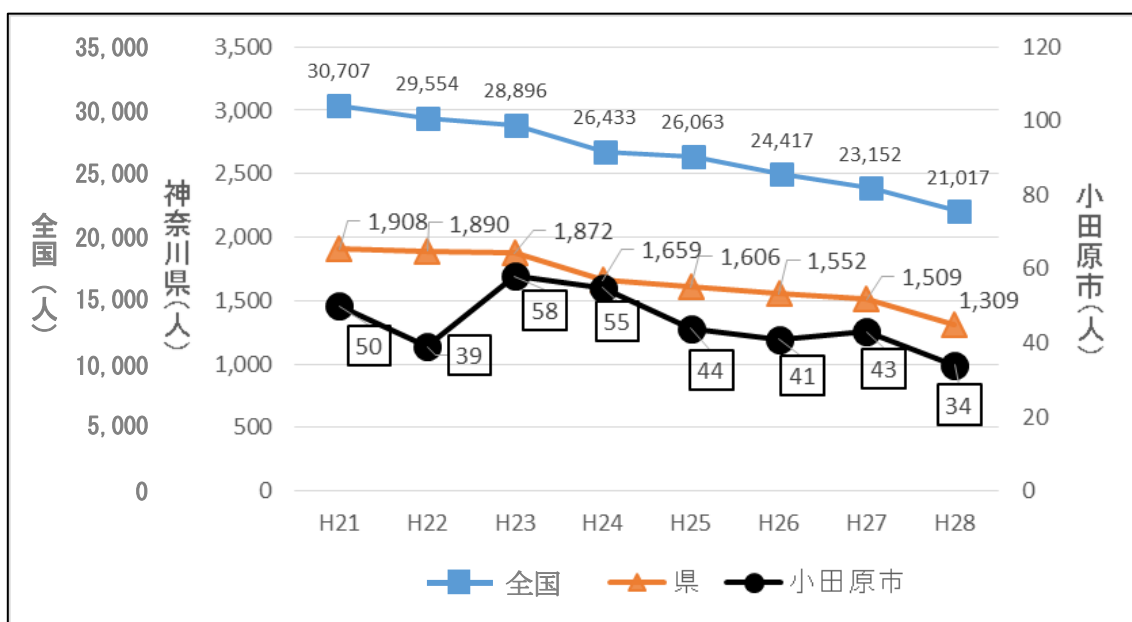


出典：厚生労働省 人口動態統計

人口動態統計による全国自殺者数は、平成10年以降急増し、3万人を超える水準で推移していましたが、平成22年から3万人を下回り、その後は年々減少傾向にあります。また、平成28年の自殺者数は21,017人となっています。



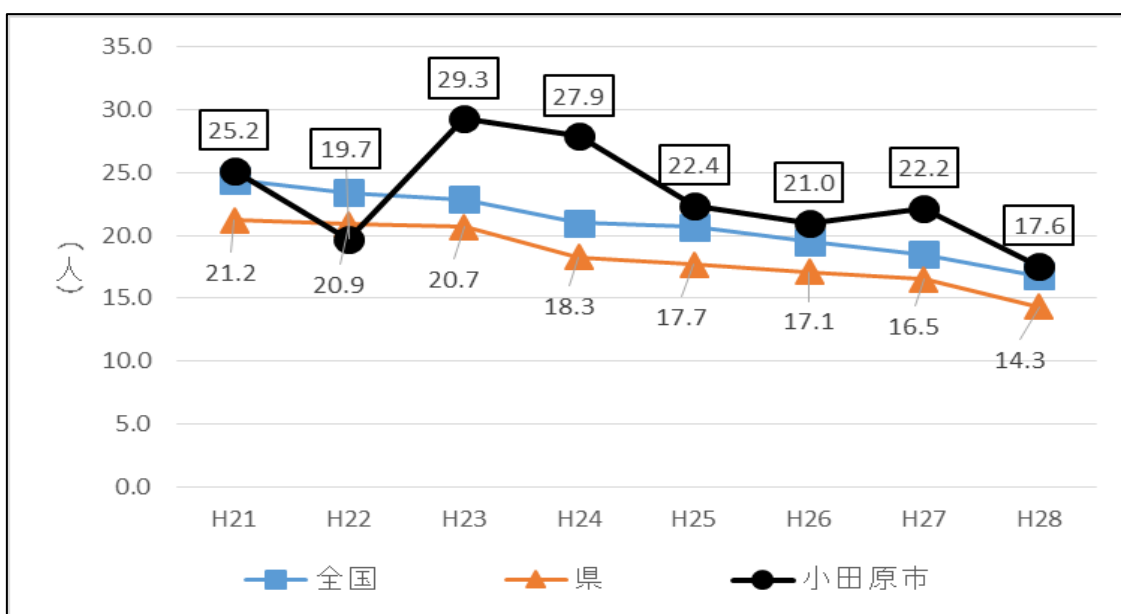
【自殺者数の推移の比較（平成 21 年－28 年）】



出典：厚生労働省 人口動態統計

小田原市における自殺者数は、平成 23 年に 58 人へ増加しましたが、その後は全国や神奈川県と同様に減少傾向にあり、平成 28 年は 34 人へ減少しています。

【自殺死亡率（人口10万対）（※）の推移の比較（平成21～28年）】



	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
全国	24.4	23.4	22.9	21.0	20.7	19.5	18.5	16.8
神奈川県	21.2	20.9	20.7	18.3	17.7	17.1	16.5	14.3
小田原市	25.2	19.7	29.3	27.9	22.4	21.0	22.2	17.6

出典：厚生労働省 人口動態統計

全国、神奈川県ともに、自殺者数と同様に減少傾向となっています。

小田原市においても多少の増減はあるものの、概ね減少傾向にありますが、全国、神奈川県の自殺死亡率を上回っており、平成28年は17.6となっています。

※自殺死亡率：人口10万人当たりの自殺者の人数。

$$\text{自殺死亡率} = \text{自殺者数} / \text{人口} \times 10 \text{ 万人}$$

【神奈川県の子年齢階級別死因（平成 28 年）】

年齢階級	第 1 位	第 2 位	第 3 位	第 7 位
全年齢階級	悪性新生物（がん）	心疾患	老 衰	<b>自 殺</b>
0 - 4 歳	先天奇形、変形 及び染色体異常	周産期に発生 した病態	乳幼児突然死 症候群	
5 - 9 歳	不慮の事故	先天奇形、変形及び 染色体異常／他殺		
10 - 14 歳	悪性新生物	<b>自 殺</b> ／先天奇形、変形及び 染色体異常		
15 - 19 歳	<b>自 殺</b>	不慮の事故	悪性新生物	
20 - 24 歳	<b>自 殺</b>	不慮の事故	悪性新生物	
25 - 29 歳	<b>自 殺</b>	悪性新生物／不慮の事故		
30 - 34 歳	<b>自 殺</b>	悪性新生物	心疾患	
35 - 39 歳	悪性新生物	<b>自 殺</b>	心疾患	
40 - 44 歳	悪性新生物	<b>自 殺</b>	心疾患	
45 - 49 歳	悪性新生物	心疾患	<b>自 殺</b>	
50 - 54 歳	悪性新生物	心疾患	<b>自 殺</b>	
55 - 59 歳	悪性新生物	心疾患	脳血管疾患	
60 - 64 歳	悪性新生物	心疾患	脳血管疾患	
65 - 69 歳	悪性新生物	心疾患	脳血管疾患	
70 - 74 歳	悪性新生物	心疾患	脳血管疾患	
75 - 79 歳	悪性新生物	心疾患	脳血管疾患	
80 - 84 歳	悪性新生物	心疾患	肺 炎	
85 歳以上	老 衰	悪性新生物	心疾患	

出典：神奈川県 衛生統計年報から作成

年齢階級別の死因では、全年齢階級における「自殺」は第 7 位ですが、10 歳から 14 歳までは同率第 2 位、15 歳から 34 歳までは第 1 位、35 歳から 44 歳までは第 2 位、45 歳から 54 歳までは第 3 位となっています。

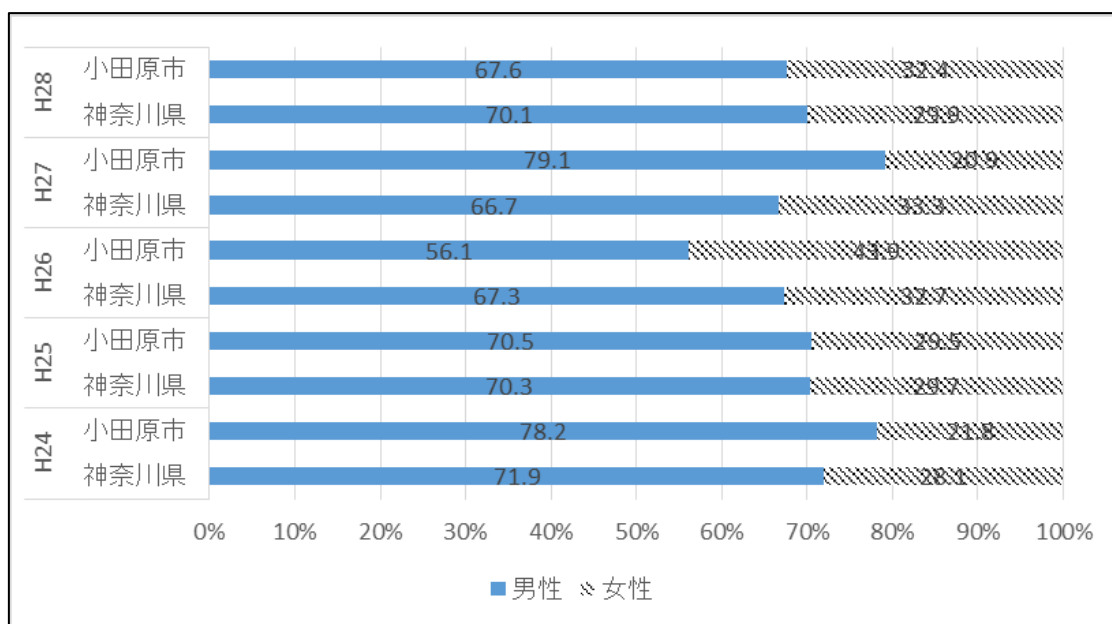
【神奈川県内の市町村における自殺死亡率の比較（平成 28 年）】

自治体名	自殺死亡率（人）	自治体名	自殺死亡率（人）
横浜市	14.7	南足柄市	16.3
川崎市	12.0	綾瀬市	11.8
相模原市	13.6	葉山町	3.1
横須賀市	16.8	寒川町	12.5
平塚市	15.1	大磯町	9.5
鎌倉市	10.4	二宮町	10.6
藤沢市	12.9	中井町	10.4
小田原市	17.6	大井町	17.7
茅ヶ崎市	10.0	松田町	18.1
逗子市	13.9	山北町	28.7
三浦市	22.4	開成町	17.3
秦野市	16.8	箱根町	25.8
厚木市	20.4	真鶴町	0.0
大和市	18.0	湯河原町	24.3
伊勢原市	9.8	愛川町	10.0
海老名市	12.3	清川村	0.0
座間市	23.3		

出典：神奈川県 衛生統計年報から作成

平成 28 年の神奈川県内の市町村の自殺死亡率は上表のとおりです。  
小田原市は、17.6 となっており、県内 33 市町村では 10 番目となっています。

【性別自殺者数構成比（平成 24 年－28 年）】



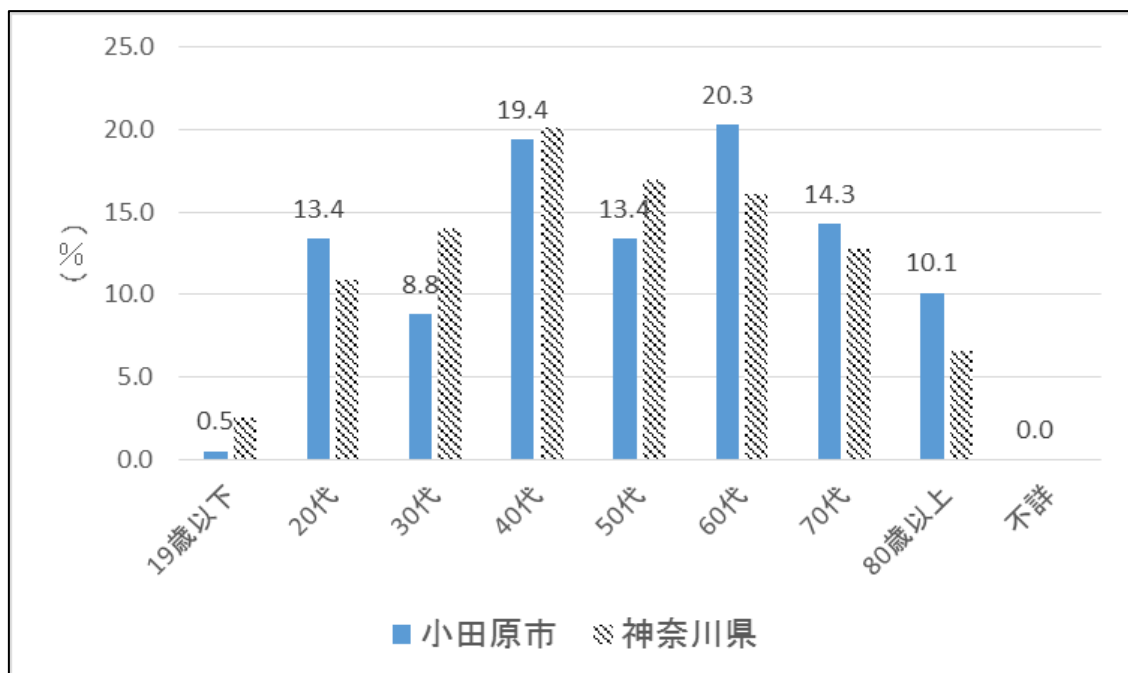
【性別自殺者数（人）】

	H24		H25		H26		H27		H28	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
小田原市	43	12	31	13	23	18	34	9	23	11
神奈川県	1,193	466	1,129	477	1,044	508	1,007	502	917	392

出典：厚生労働省 人口動態統計

平成 24 年から平成 28 年までの 5 か年の自殺者数における、性別の構成比を神奈川県と比較すると、年によって多少の増減はあるものの、男性は約 70%、女性は約 30% となっており、神奈川県との大きな差異は見られません。

【年齢別5か年自殺者数構成比（平成24年－28年）】



【年齢別5か年自殺者数（人）】

	19歳以下	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80歳以上	不詳
小田原市	1	29	19	42	29	44	31	22	0
神奈川県	192	833	1,067	1,535	1,297	1,231	978	501	1

【年齢別5か年自殺者数構成比（%）】

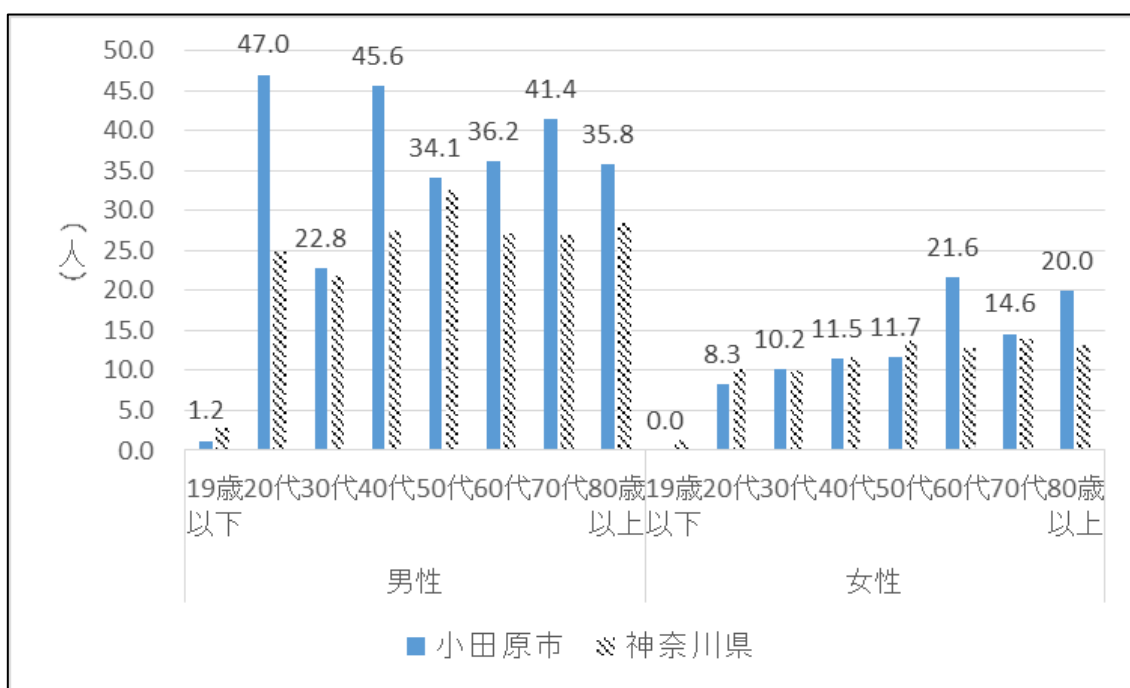
	19歳以下	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80歳以上	不詳
小田原市	0.5	13.4	8.8	19.4	13.4	20.3	14.3	10.1	0.0
神奈川県	2.5	10.9	14.0	20.1	17.0	16.1	12.8	6.6	0.0

出典：厚生労働省 人口動態統計

平成24年から平成28年までの5か年の自殺者数における、年齢別の構成比を神奈川県と比較すると、小田原市は20歳代の若年者層、60歳代、70歳代、80歳以上の高齢者層の割合が高くなっています。

※割合については、四捨五入の関係上、合計が100%にならない場合があります。

【性別・年齢別自殺死亡率（平成24年～28年）】



【性別・年齢別自殺死亡率（男性・人）】

	19歳以下	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80歳以上
小田原市	1.2	47.0	22.8	45.6	34.1	36.2	41.4	35.8
神奈川県	2.8	24.8	21.9	27.6	32.7	27.2	27.0	28.5

【性別・年齢別自殺死亡率（女性・人）】

	19歳以下	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80歳以上
小田原市	0.0	8.3	10.2	11.5	11.7	21.6	14.6	20.0
神奈川県	1.4	10.2	9.9	11.7	13.7	12.8	13.9	13.2

出典：警察庁 自殺統計

平成24年から平成28年までの5か年の自殺者数における、性別及び年齢別の自殺死亡率を神奈川県と比較すると、男性は20歳代、40歳代及び60歳以上、女性は60歳代及び80歳以上の高齢者が顕著に高くなっています。

【地域の主な自殺の特徴（特別集計（自殺日・住居地、平成24年～28年））】

上位5区分	自殺者数 5年計	割合	背景にある主な自殺の危機経路
1位:男性 60歳以上無職同居	30	14.4%	失業（退職）→生活苦+介護の悩み（疲れ）+身体疾患→自殺
2位:男性 40～59歳有職同居	29	13.9%	配置転換→過労→職場の人間関係の悩み+仕事の失敗→うつ状態→自殺
3位:女性 60歳以上無職同居	21	10.1%	身体疾患→病苦→うつ状態→自殺
4位:男性 20～39歳無職同居	15	7.2%	①【30歳代その他無職】ひきこもり+家族間の不和→孤立→自殺/②【20歳代学生】就職失敗→将来悲観→うつ状態→自殺
5位:男性 20～39歳有職同居	13	6.3%	職場の人間関係/仕事の悩み(ブラック企業)→パワハラ+過労→うつ状態→自殺

※順位は自殺者数の多さに基づく。

※「背景にある主な自殺の危機経路」は自殺実態白書2013（ライフリンク）を参考にした。

出典：自殺総合対策推進センター 「地域自殺実態プロファイル（2017）」

地域自殺実態プロファイル（2017）<sup>(※3)</sup>において、性別、年齢別、職業・同居人の有無から、小田原市において自殺者数が多い5つの区分が示されました。

主な特徴として、「男性 60歳以上無職同居」が第1位となっており、第1位から第5位はすべて「同居」となっており、同居人がいるかたのほうが自殺者数は多い状況となっています。



## 2 広報委員を通じたアンケート調査結果

本計画の策定に当たり、市民の自殺対策に係る認識や今後の方針の参考とするため、広報委員を通じたアンケート調査を実施しました。

- ・実施方法：広報委員を通じたアンケート  
※広聴事業の一環として地域住民の声を聴き、業務に活かすことを目的に実施しているもの。広報委員長（26名）に対して、単位自治会（251地区）ごとに概ね5人ずつ依頼する。
- ・対象者数：1,255件（市内在住の15歳以上の個人）
- ・実施期間：平成30年8月2日～9月3日
- ・回収件数：1,055件（回収率84.1%）

※各項目の割合については、四捨五入の関係上、合計が100%にならない場合があります。

### ■回答者の属性について

#### ①性別

男性	657件	62.3%
女性	389件	36.9%
未記入	9件	0.9%

#### ②年齢

10歳代	23件	2.2%
20歳代	32件	3.0%
30歳代	89件	8.4%
40歳代	113件	10.7%
50歳代	170件	16.1%
60歳代	352件	33.4%
70歳代	246件	23.3%
80歳以上	26件	2.5%
未記入	4件	0.4%

#### ③職業

被雇用者（正規従業員）	240件	22.7%
被雇用者（非正規従業員、パート・アルバイト含む）	210件	19.9%
自営業（内職者を含む）	109件	10.3%
会社役員	22件	2.1%
家族従業員	12件	1.1%
主婦	145件	13.7%
学生	29件	2.7%
無職	278件	26.4%
未記入	10件	0.9%

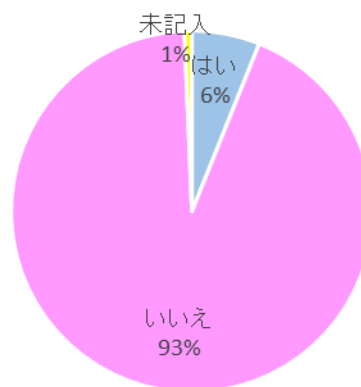
#### ④家族構成

単身世帯	73件	6.9%
1世代の世帯（夫婦のみ）	328件	31.1%
2世代の世帯（親と子）	472件	44.7%
3世代の世帯（親と子と孫）	147件	13.9%
その他	27件	2.6%
未記入	8件	0.8%

#### ■自殺対策に関する内容について

##### 1 今年度、本市において自殺対策計画を策定することを知っていましたか。

はい	64件	6.1%
いいえ	984件	<b>93.3%</b>
未記入	7件	0.7%



9割を超えるかたが自殺対策計画を策定することを「知らない」と回答されました。

##### 2 自殺対策に関する次の用語を知っていますか。

###### 【自殺対策基本法】

内容まで知っていた	25件	2.4%
内容は知らなかったが、言葉は聞いたことがある	226件	21.4%
知らなかった	484件	<b>45.9%</b>
未記入	320件	30.3%

###### 【自殺予防週間<sup>(※4)</sup>／自殺対策強化月間<sup>(※5)</sup>】

内容まで知っていた	41件	3.9%
内容は知らなかったが、言葉は聞いたことがある	237件	22.5%
知らなかった	443件	<b>42.0%</b>
未記入	334件	31.7%

###### 【ゲートキーパー（こころサポーター）<sup>(※6)</sup>】

内容まで知っていた	36件	3.4%
内容は知らなかったが、言葉は聞いたことがある	134件	12.7%
知らなかった	544件	<b>51.6%</b>
未記入	341件	32.3%

【こころの電話相談<sup>(※7)</sup>／いのちの電話<sup>(※8)</sup>／こころの耳<sup>(※9)</sup>】

内容まで知っていた	198 件	<b>18.8%</b>
内容は知らなかったが、言葉は聞いたことがある	467 件	<b>44.3%</b>
知らなかった	174 件	16.5%
未記入	216 件	20.5%

【小田原市自殺対策計画策定検討委員会】

内容まで知っていた	8 件	0.8%
内容は知らなかったが、言葉は聞いたことがある	37 件	3.5%
知らなかった	657 件	<b>62.3%</b>
未記入	353 件	33.5%

自殺対策に関連する用語の認知度については、それぞれの用語において「知らなかった」が約半数を占めています。ただし、「こころの電話相談／いのちの電話／こころの耳」においては63.1%のかたが「内容まで知っていた」又は「内容は知らなかったが、言葉は聞いたことがある」と回答され、認知度の高さが伺えました。

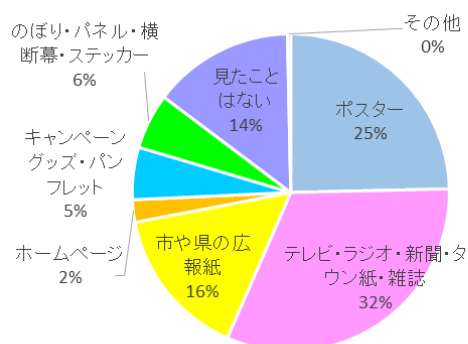
「小田原市自殺対策計画策定検討委員会」については、62.3%のかたが「知らなかった」と回答され、他の用語に比べてまだまだ認知されていない状況にあることがわかりました。

※当設問においては、「全ての用語」についての認知度を問うものでしたが、回答の不備が多く見られ、「未記入」の件数が多くなっています。

3 自殺対策の啓発物で、見たこと（聞いたこと）があるものは何ですか。

（複数回答）

ポスター	453 件	<b>24.6%</b>
テレビ・ラジオ・新聞・タウン紙・雑誌	587 件	<b>31.9%</b>
市や県の広報紙	284 件	<b>15.4%</b>
ホームページ	42 件	2.3%
キャンペーングッズ・パンフレット	98 件	5.3%
のぼり・パネル・横断幕・ステッカー	104 件	5.7%
見たことはない	265 件	<b>14.4%</b>
その他	6 件	0.3%
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・駅前での広報活動</li> <li>・観光地の設置看板</li> </ul>	



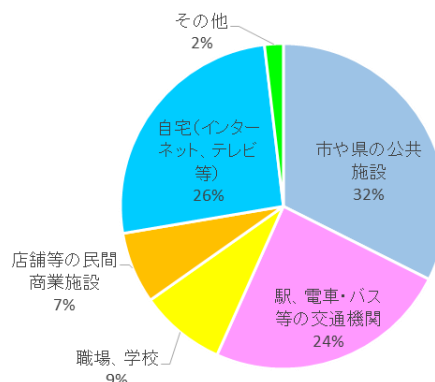
「テレビ・ラジオ・新聞・タウン紙・雑誌」、「ポスター」、「市や県の広報紙」の順

に多くなっていますが、「見たことはない」も 14.4%となっているため、普及啓発の方法も見直していく必要があります。

4 (3で見た(聞いた)ことがあると回答した人のみ) 自殺対策の啓発物を見た(聞いた)場所はどこですか。

(複数回答)

市や県の公共施設	383 件	<b>32.4%</b>
駅、電車・バス等の交通機関	287 件	<b>24.3%</b>
職場、学校	101 件	8.5%
店舗等の民間商業施設	84 件	7.1%
自宅(インターネット、テレビ等)	305 件	<b>25.8%</b>
その他	22 件	1.9%
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 観光地</li> <li>・ 警察署</li> <li>・ 自治会の掲示板</li> <li>・ 知人より</li> <li>・ 雑誌の写真記事</li> </ul>		

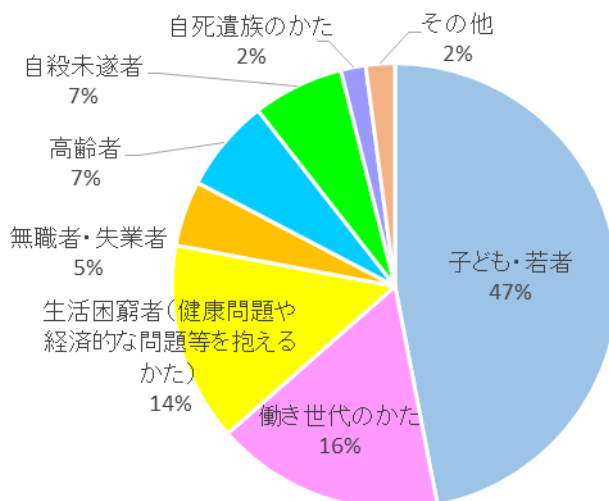


回答が多かった順に「市や県の公共施設」、「自宅(インターネット、テレビ等)」、「駅、電車・バス等の交通機関」となっています。公共施設での普及啓発に加え、インターネットや公共交通機関での啓発は有効であるといえます。

5 今後、どういったかたに対して自殺対策を進めていくべきだと思いますか。

子ども・若者	624 件	<b>47.0%</b>
働き世代のかた	220 件	<b>16.6%</b>
生活困窮者(健康問題や経済的な問題等を抱えるかた)	192 件	<b>14.4%</b>
無職者・失業者	63 件	4.7%
高齢者	90 件	6.8%
自殺未遂者	88 件	6.6%
自死遺族のかた	24 件	1.8%
その他	28 件	2.1%
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自殺対策は全ての人に必要。どれも当てはまると思う。</li> <li>・ 対策対象を1つに選ぶのはどうかと思うが、強いて選べば未来のある子供。</li> <li>・ 住民全員に対して行う。</li> <li>・ 学校の先生(いじめを見抜く)</li> </ul>		

・心の病の人
・放っておけない人
・家族や家庭で中心人物（世帯主など）となっている方々に対して、しっかり伝え、まずは、家庭内で自殺を阻止してもらいたい。併せて、地域自治会の役員の方々を通じて、老若男女への浸透も図っていただきたい。
・心の悩みを人に伝える事が出来ない人



「子ども・若者」と回答したかたが47.0%と、半数近くでした。次いで「働き世代のかた」が16.6%、「生活困窮者」が14.4%となっています。「その他」の回答にもあるように、すべての人への対策をしていく必要がありますが、その中でも、未来のある子どもへの対策は必要だと感じているかたが多いようです。

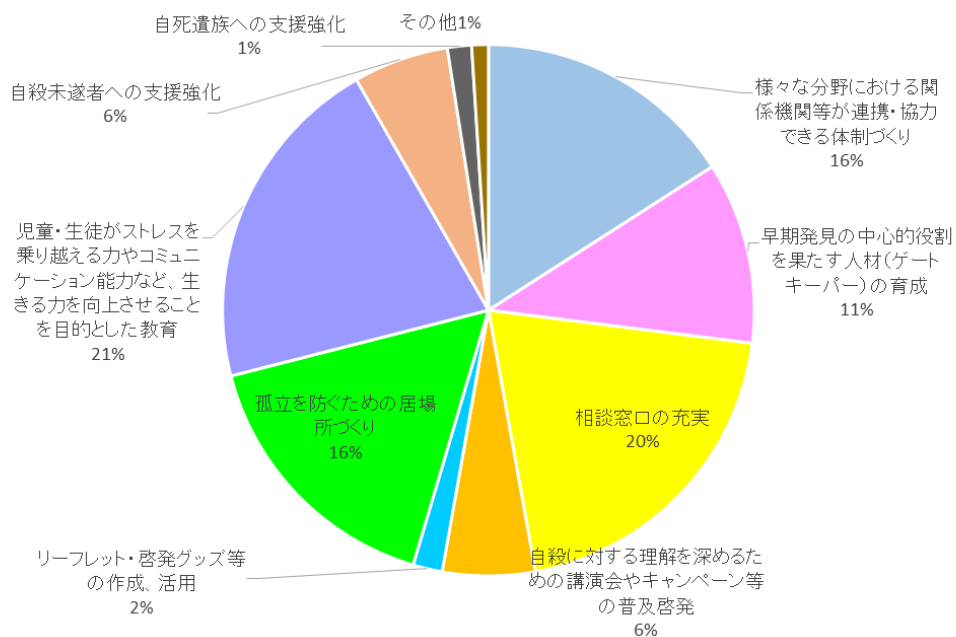
※当設問においては、選択肢の中から「1つのみ選択」するものでしたが、複数回答いただいたものもあるため、アンケートを回収した総数より多くなっています。

## 6 今後、本市においてこういった自殺対策に取り組んでいくべきだと思いますか。

(3つまで選択)

様々な分野における関係機関等が連携・協力できる体制づくり	456件	15.9%
早期発見の中心的役割を果たす人材（ゲートキーパー）の育成	317件	11.1%
相談窓口の充実	578件	<b>20.2%</b>
自殺に対する理解を深めるための講演会やキャンペーン等の普及啓発	161件	5.6%
リーフレット・啓発グッズ等の作成、活用	51件	1.8%
孤立を防ぐための居場所づくり	471件	<b>16.4%</b>
児童・生徒がストレスを乗り越える力やコミュニケーション能力など、生きる力を向上させることを目的とした教育	593件	<b>20.7%</b>
自殺未遂者への支援強化	166件	5.8%

自死遺族 <sup>(※10)</sup> への支援強化	42件	1.5%
その他	29件	1.0%
<ul style="list-style-type: none"> <li>・いのちの電話をかけてこられた方には生きる力を全力で与えてほしい。救ってほしい。</li> <li>・いじめの撲滅。学校などでのしっかりとしたいじめ対策。いじめをやめさせる教育の向上。</li> <li>・生命そのものの大切さを幼少より教育する。</li> <li>・他人を思いやる心の教育。自分・他人を尊重する心等の道徳教育。</li> <li>・家庭教育のあり方。学校教育においては児童の交友関係に気を配ることをPR。</li> <li>・教育者のスキルアップ（いじめ対策）。</li> <li>・小田原市で即対応可能な「いのちの電話」の設置。</li> <li>・パワハラ対策。上司との人間関係の構築。会社の支援。</li> <li>・自殺があった団体（学校・職場等）に第三者調査機関の立ち入り及び調査結果の公表。</li> <li>・楽しいことがたくさんあるんだと体験できるようなイベントや学習体験を子供たちができるような機会の創出。</li> <li>・対人ではなく、AIやその人に合った解決策などを合理的に導ける、簡単に相談できる窓口（ネット上など）あったら良いと思います。</li> <li>・市民に向けた調査を実施し、AI等の活用により自殺予備軍を推測し予防を徹底していく。</li> </ul>		



「5」の設定で見られたように、「子ども・若者」への教育が多くなっているとともに、「その他」の自由記載についても「教育」や「いじめ対策」といった単語が多くなっていました。

その他には、割合が高い順に「相談窓口の充実」、「孤立を防ぐための居場所づくり」となっており、困っている人への対策や社会全体として「生きるための支援」を実施すべきという意見が多いようです。

### 広報委員を通じたアンケート調査結果のまとめ

- ・自殺対策に関する取組における市民の認知度は低く、とりわけ自殺対策計画の策定については、ほとんどの市民のかたが知らなかった。
- ・自殺対策の啓発物は、テレビ・ラジオ等のメディアとポスター、広報紙が多い結果となっており、様々な手段での啓発が重要であることと、見たことがないかたもいたため、さらなる啓発が必要である。
- ・自殺対策に係る情報の入手は、公共施設や公共交通機関に加え、インターネットやテレビ等でも情報を得るかたが多い。
- ・高齢者の回答数が多い結果となったが、その半数近くが「子ども・若者」へ向けた自殺対策を望んでいる。
- ・具体の自殺対策としては、子どもへの「生きる力を向上させる教育」、「相談窓口の充実」、「孤立を防ぐための居場所づくり」といった、「生きるための支援」の実施が求められている。

### 3 小田原市の自殺の特徴

本市の自殺に関する特徴として、以下のことが挙げられます。

- 1 本市の自殺者数及び自殺死亡率は、これまで概ね減少傾向にあるが、自殺死亡率は全国、神奈川県を上回っており、神奈川県内 33 市町村では 10 番目となっている。  
（「自殺者数の推移の比較（P 5）」、「自殺死亡率（人口 10 万対）の推移の比較（P 6）」、「神奈川県内の市町村における自殺死亡率の比較（平成 28 年）（P 8）」より。）
- 2 本市の性別・年齢別自殺死亡率は、神奈川県全体と比べ、男性は 20 歳代、40 歳代及び 60 歳代以上、女性は 60 歳代及び 80 歳以上の高齢者が顕著に高い。  
（「性別・年齢別自殺死亡率（P 11）」より。）
- 3 性別、年齢別、職業・同居人の有無で自殺者数を見ると、「男性 60 歳以上無職同居」が第 1 位となっているとともに、自殺者数が多い上位 5 区分は「独居」ではなく、「同居人がいる」かたである。  
（「地域の主な自殺の特徴（P 12）」より。）

#### 【参考】

- 4 神奈川県下の年齢階級別の死因では、15 歳から 34 歳までの若年者の死因の第 1 位が「自殺」となっている。  
（「神奈川県の年齢階級別死因（平成 28 年）（P 7）」より。）



## 第3章 計画の基本方針

### 1 基本理念

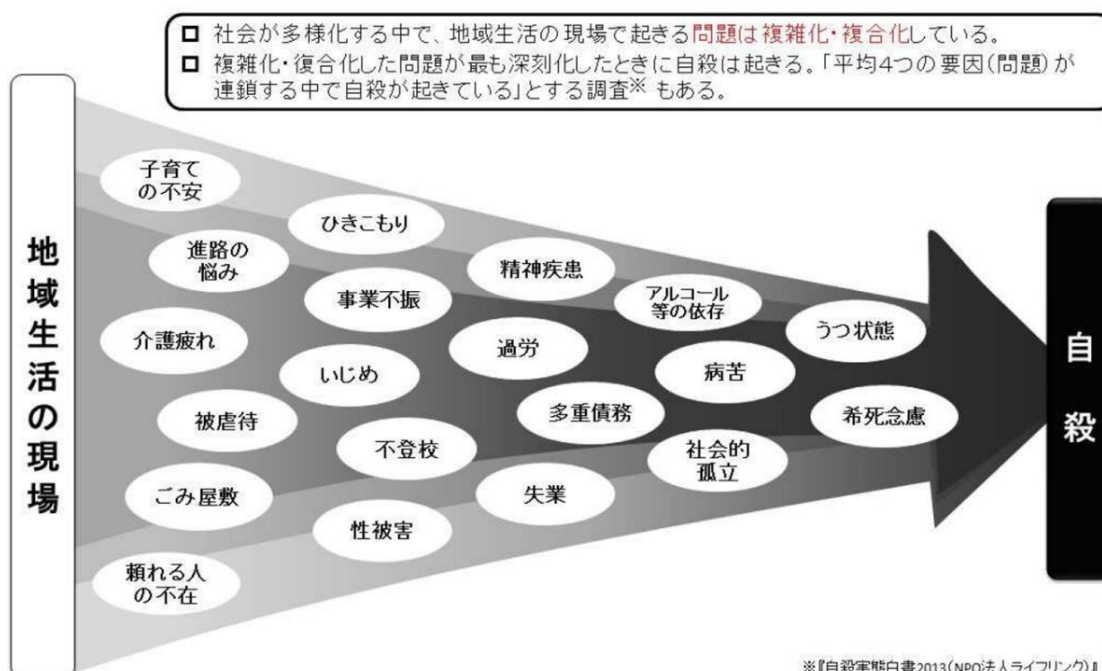
「誰も自殺に追い込まれることのない<sup>ま</sup><sup>ち</sup>小田原の実現」を目指す。

本市の総合計画「おだわらTRYプラン」のまちづくり目標の一つである「いのちを大切にす小田原」の実現に寄与するとともに、関係機関や団体との連携を図りながら、全庁的・総合的に自殺対策を推進していくこととします。

### 2 基本認識

#### ・自殺は、その多くが追い込まれた末の死である。

自殺は、人が自ら命を絶つ瞬間的な行為としてだけでなく、人が命を絶たざるを得ない状況に追い込まれるプロセスとして捉える必要があります。自殺は個人の自由な意思や選択と思われがちですが、実際には過労や生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立等、様々な要因が複雑に関係して心理的に追い込まれた末の死といえます。



※『自殺実態白書2013(NPO法人ライフリンク)』

自殺の危機要因イメージ (厚生労働省資料)

**・年間自殺者数は減少傾向にあるが、自殺対策は継続して取り組むべき課題である。**

我が国の自殺者数は、平成 23 年以降減少傾向にありますが、それでもなお毎年 2 万人を超える水準で積み上がっており、自殺死亡率は主要先進 7 か国の中で最も高い状況です。

本市においても、自殺者数は減少傾向にありますが、「誰も自殺に追い込まれることのない小田原の実現」に向け、様々な場面において、継続的に自殺対策を推進していく必要があります。

**・各関係機関が連携して、地域レベルの実践的な取組を推進する必要がある。**

自殺対策を社会づくり、地域づくりとして推進し、国、県、市が連携をすることで、自殺対策を推進していきます。

### 3 基本方針

「誰も自殺に追い込まれることのない小田原の実現」に向け、自殺対策に関する 3 点の基本認識を踏まえ、以下の基本方針のもと、各施策の推進を図ります。

**自殺に至る経路を断つために、一人ひとりの問題に寄り添った支援を行う。**

自殺は、人が命を絶たざるを得ない状況に追い込まれるプロセスとして捉える必要があり、過労や生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立等、様々な要因が複雑に関係して心理的に追い込まれた末の死といえます。そのため、自殺に至る経路を断つため、それぞれの問題に応じた支援を実施します。

**自殺に対する理解を促し、地域の様々な人や機関と「つながる」ことで、見守り、支える力を強化し、「孤立」を防ぐ環境を整える。**

自殺に対する正しい知識を普及し、自殺を考えている人を見守り、支える人材を育成します。また、そのような人を増やし、地域や機関とのつながりを強化することによって、孤立を防ぐ環境を整えます。

「生きる力を育む」ことで、生きづらさを克服できる力を身に付け、自殺を予防する。

自殺対策として、様々なリスクを抱えた人への対策を強化していくことも重要ですが、様々な困難やストレスに対処できる子どもを育てるという視点での対策も重要です。

そのため、小さい頃から自己肯定感<sup>(※11)</sup>や自己有用感<sup>(※12)</sup>といった感情を育む子育てを推進するとともに、信頼できる大人へ助けの声をあげられるような教育を推進していきます。

#### 4 数値目標

自殺死亡率（人口動態統計）を平成 28 年の 17.6 を基準に、4 年間で 12% 以上減少させ、平成 33 年（2021 年）に 15.4 以下にします。

「誰も自殺に追い込まれることのない小田原<sup>ま ち</sup>の実現」が本計画における基本理念ですが、当面の目標として、国の「自殺総合対策大綱」や県の「かながわ自殺対策計画」における数値目標を踏まえ、本市では平成 31 年（2019 年）度から平成 34 年（2022 年）度までの 4 年間の計画期間の中で、自殺死亡率（人口動態統計）を 12% 以上減少させることとします。

また、**自殺を考えている人を、一人でも多く救う**ことを目指します。

※人口動態統計における自殺死亡率の数値については、平成 34 年（2022 年）度末に把握できる数値は平成 33 年（2021 年）数値となります。

「自殺総合対策大綱（平成 29 年 7 月改定）」

平成 27 年数値から平成 38 年（2026 年）（10 年間）までに 30% 以上減少させる（18.5→13.0 以下）。

「かながわ自殺対策計画（平成 30 年 3 月策定）」

平成 28 年数値から平成 33 年（2021 年）（5 年間）までに 15% 以上減少させる（14.6→12.4 以下）。

## 5 施策の体系

国が定めた「地域自殺対策政策パッケージ」において、全ての市町村において取り組むことが望ましいとされた「基本施策」の5つと、地域の特性に応じた「重点施策」によって実効性の高い取組とするとともに、庁内各課で実施している既存事業を自殺対策の観点も踏まえ、「自殺対策に関連し得る既存事業（生きる支援に対する施策）」として位置づけ、全庁的・総合的に自殺対策を推進し、「誰も自殺に追い込まれることのない小田原の実現」を目指すこととします。

本市の自殺の特徴として、

- ・神奈川県と比較して、年齢別自殺者数の構成比が高いのは20歳代と60歳以上
  - ・神奈川県と比較して、性別・年齢別自殺死亡率は、男性は20歳代、40歳代及び60歳以上、女性は60歳代及び80歳以上の高齢者が顕著に高い
- これらへの対策として、本市の重点施策は次の2つとします。

- 1 子ども・若者対策
- 2 高齢者対策

誰も自殺に追い込まれることのない  
まち  
小田原の実現

### 「基本方針」

- ・自殺に至る経路を断つために、一人ひとりの問題に寄り添った支援を行う。
- ・自殺に対する理解を促し、地域の様々な人や機関と「つながる」ことで、見守り、支える力を強化し、「孤立」を防ぐ環境を整える。
- ・「生きる力を育む」ことで、生きづらさを克服できる力を身に付け、自殺を予防する。

#### 1 基本施策

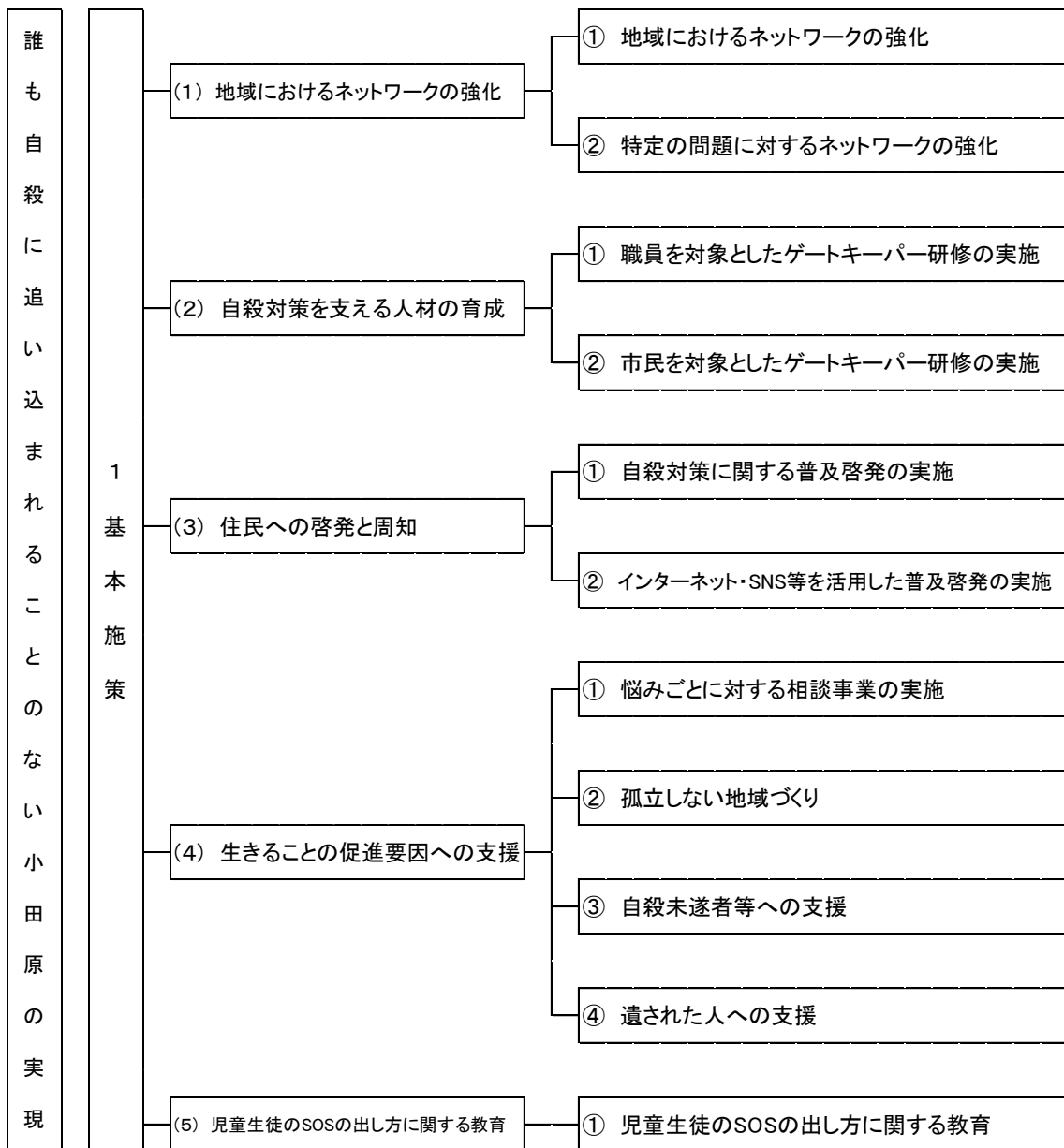
- (1) 地域におけるネットワークの強化
- (2) 自殺対策を支える人材の育成
- (3) 住民への啓発と周知
- (4) 生きることの促進要因への支援
- (5) 児童生徒のSOSの出し方に関する教育

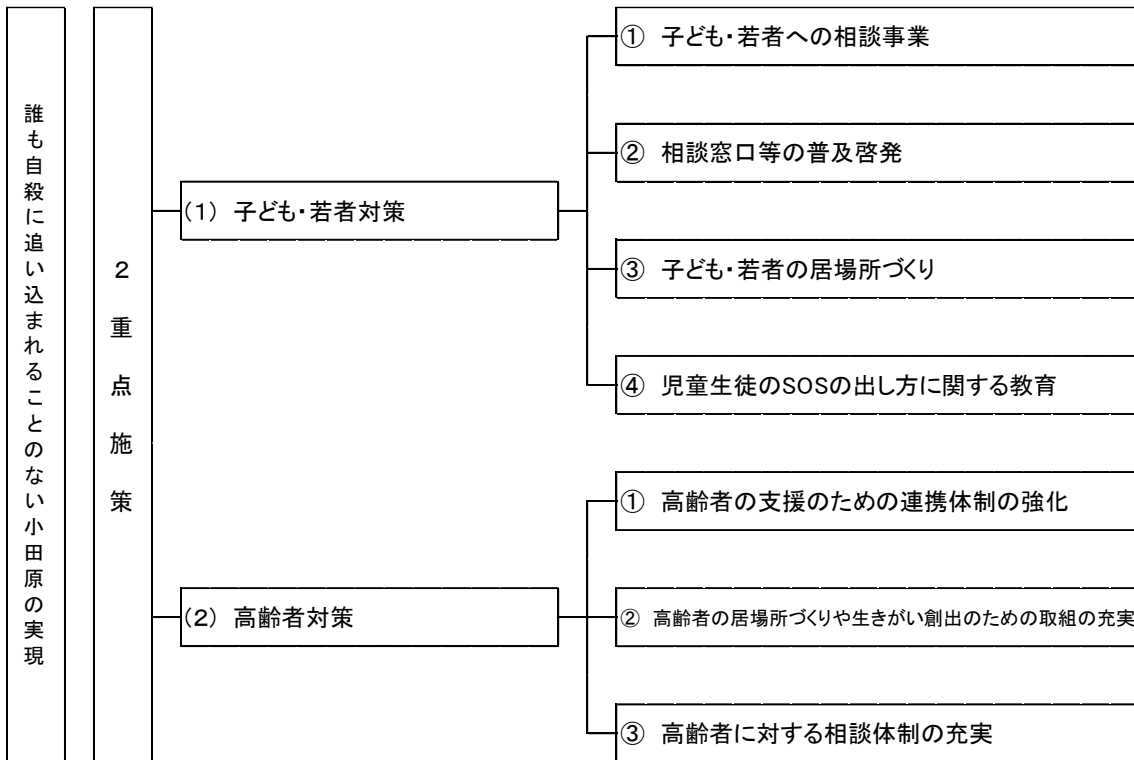
#### 2 重点施策

- (1) 子ども・若者対策
- (2) 高齢者対策

- 3 自殺対策に関連し得る既存事業  
(生きる支援に対する施策)

【施策の体系図】





## 第4章 実施計画

### 1 基本施策

#### (1) 地域におけるネットワークの強化

自殺は、健康問題、経済・生活問題、人間関係の問題のほか、地域・職場の在り方の変化など様々な要因とその人の性格傾向、家族の状況、死生観などが複雑に関係しており、自殺に追い込まれようとしている人が安心して生きられるよう、精神保健的な視点だけでなく、社会・経済的な視点を含む包括的な取組が重要です。また、このような包括的な取組を実施するためには、様々な分野の施策、人々や組織が密接に連携する必要があります。

#### <現状>

- ・ 庁内関係各課による「小田原市自殺予防対策庁内連絡会議」を平成 22 年度から設置し、庁内における自殺対策の現状の情報共有や普及啓発等の取組を実施しています。
- ・ 平成 30 年度に「小田原市自殺対策計画策定検討委員会」を設置し、外部の関係団体等との会議体により、本市の自殺の状況等を踏まえ、独自の自殺対策計画を策定しています。
- ・ 高齢者の孤独死、虐待防止や要保護児童に関しての特定の課題に関する関連団体のネットワークは構築されていますが、「自殺対策」に係る視点からの関連団体におけるネットワークは構築されていません。

#### <方針>

##### ①地域におけるネットワークの強化

- ・ 「小田原市自殺予防対策庁内連絡会議」を引き続き開催していくとともに、外部の関係団体との自殺対策計画の進捗や評価を行う会議体を設置できるよう、検討していきます。また、自殺対策に関連し得る既存事業(生きる支援に対する施策)として庁内各課が実施している事業について、自殺対策が効果的に機能するように調整し、働きかけていきます。
- ・ 様々な悩みや困りごとを抱えている人に対して、関係団体で連携することで情報共有や事前に防ぐ取組を実施できるような体制づくりを検討していきます。

事業名／事業内容	所管課	関係課等
【自殺予防事業】小田原市自殺予防対策庁内連絡会議を年1回以上開催し、庁内関係課における自殺対策に係る事業の実施状況を共有するとともに、自殺未遂者支援の体制づくりや関係団体との情報共有体制の構築に向け、検討していく。	健康づくり課	職員課、人権・男女共同参画課、地域安全課、防災対策課、福祉政策課、生活支援課、高齢介護課、障がい福祉課、子育て政策課、青少年課、産業政策課、建築課、医事課、救急課、学校安全課、教育指導課
【自殺予防事業】小田原市自殺対策計画期間における中間評価として、2年に一度自殺対策に係る懇談会を開催し、計画の進捗を確認するとともに、目標を達成するための施策の見直しを図る。	健康づくり課	
【福祉まるごと相談事業】福祉まるごと相談において、複合的な問題を抱えるかたに、関係専門機関等と連携して相談支援包括化推進会議を開催し、当該問題に早期に対応するとともに、必要な支援を行う。	福祉政策課	
【地域見守り活動事業】孤立死や孤独死を未然に防ぐため、個人宅を訪問する業者と協定を締結し、情報共有をすることで早期発見につなげる。	福祉政策課	

#### <評価指標>

評価項目	現状値 (平成 29 年度)	目標値 (平成 34 年度)
【自殺予防事業】庁内連絡会議年間開催回数	1回	2回
【自殺予防事業】懇談会通算開催回数	新規	1回(平成 32 年度)



## ②特定の問題に対するネットワークの強化

様々な問題が複雑化する前により早い段階での問題解決ができるよう、特定の問題に対する連携・ネットワークを強化し、関係所管における情報把握・共有を進めます。

事業名／事業内容	所管課	関係課等
【地域ケア会議開催事業】地域ケア会議を通じて、多職種で連携し、圏域のネットワークを構築することで、高齢者等支援が必要な人に対し、個別の支援をしていく。	高齢介護課	
【高齢者虐待防止ネットワーク事業】高齢者虐待防止ネットワーク会議において、自殺の可能性のある高齢者の情報を共有し、連携することでネットワークを強化する。	高齢介護課	
【要保護児童対策地域協議会事業】要保護児童等に関する情報の把握・共有を関係機関の間で積極的に進めることで、児童及びその家族等の包括的な支援体制の強化につなげていく。	子育て政策課	

### <評価指標>

評価項目	現状値 (平成 29 年度)	目標値 (平成 34 年度)
【地域ケア会議開催事業】 年間会議開催回数	75 回	98 回 (平成 32 年度)
【高齢者虐待防止ネットワーク事業】 研修会の年間参加者数	88 人	120 人 (平成 32 年度)
【要保護児童対策地域協議会事業】 実務者会議参加機関数	8 機関	10 機関

## (2) 自殺対策を支える人材の育成

様々な悩みや生活上の困難を抱える人に対しての早期の「気づき」が重要であることから、自殺の危険を示すサインに気づき、声をかけ、話を聞き、必要に応じて専門家につなぎ、見守る「ゲートキーパー」の役割を担う人材等を養成します。

### <現状>

- ・これまで本市職員や民生委員・児童委員、教員、介護保険事業所の職員等を対象として、講師を招いてゲートキーパー研修を実施してきましたが、近年は市の新採用職員に対し、健康づくり課職員が講師となり実施しています。
- ・若者へのゲートキーパー研修は実施していません。

### <方針>

#### ①職員を対象としたゲートキーパー研修の実施

- ・新採用職員に限らず、様々な領域の職員に対しゲートキーパー研修を実施していくことで、自殺対策を支える人材を育成していきます。

事業名／事業内容	所管課	関係課等
【自殺予防事業】新採用職員、窓口対応職員及び教職員等を対象に、ゲートキーパー（こころサポーター）養成研修を実施することで、自殺に傾くサインに気づき、対応できる人材を育成する。	健康づくり課	庁内全課

### <評価指標>

評価項目	現状値 (平成 29 年度)	目標値 (平成 34 年度)
【自殺予防事業】 市職員等のゲートキーパー研修延べ受講者数	49 人	200 人

## ②市民等を対象としたゲートキーパー研修の実施

- ・本市職員に限らず、一人でも多くの方が早期の「気づき」に対応できるよう、市民に接する機会が多い関係団体の人などに対してもゲートキーパー研修を実施していきます。
- ・民間企業等職域と連携してゲートキーパーの育成を推進します。

事業名／事業内容	所管課	関係課等
【自殺予防事業】日頃から地域住民と接する機会が多い民生委員・児童委員や地域包括支援センター職員、健康おだわら普及員等を対象に、ゲートキーパー養成研修を実施することで、自殺に傾くサインに気づき、対応できる人材を育成する。	健康づくり課	企画政策課、地域政策課、スポーツ課、福祉政策課、高齢介護課、青少年課、建築課 等

### <評価指標>

評価項目	現状値 (平成 29 年度)	目標値 (平成 34 年度)
【自殺予防事業】 市民等におけるゲートキーパー研修延べ受講者数	0 人	400 人

### (3) 住民への啓発と周知

自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」ですが、危機に陥った人の心情や背景が理解されにくい現実があるため、危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが適当であるということが、社会全体の共通認識となるように、積極的に普及啓発を行います。

#### <現状>

- ・自殺予防週間及び自殺対策強化月間において、相談窓口のチラシ配架、パネル展示、ブックキャンペーンの実施、公用車へのマグネット貼付等の普及啓発を実施しています。
- ・平成30年度においては、神奈川県との共催で自殺対策街頭キャンペーン、自殺対策講演会及びこころとくらしの相談会を開催しました。

#### <方針>

##### ①自殺対策に関する普及啓発の実施

- ・自殺予防週間、自殺対策強化月間等に合わせ、本市単独での講演会やイベント等の開催も検討していくとともに、さらなる機会を活用し、自殺対策や相談窓口等に関する普及啓発を実施します。

事業名／事業内容	所管課	関係課等
【出前講座】出前講座において、普及啓発を実施する。	健康づくり課	生涯学習課
【自殺予防事業】のぼり旗の設置やパネル展示、ポスターの掲示やリーフレットの配架を実施する。	健康づくり課	管財課 図書館 予防課
【自殺予防事業】自殺対策強化月間に自殺関係啓発図書の展示及び貸出を実施する。	健康づくり課	図書館
【自殺予防事業】相談窓口等の情報を掲載した名刺サイズのカードを作成し、市内小・中学校、高校、大学等に配架する。	健康づくり課	
【自殺予防事業、車両等の維持管理】公用車やパッカー車に自殺対策の普及に係るマグネットシートを貼付する。	健康づくり課 管財課	環境事業センター
【自殺予防事業】自殺対策講演会を開催する。	健康づくり課	
【はつらつ健康相談事業】各地区の公民館等に出向き、心身の健康等に関する個別の相談に応じることで、健康問題からの自殺リスクを回避できるよう啓発する。	健康づくり課	

<評価指標>

評価項目	現状値 (平成 29 年度)	目標値 (平成 34 年度)
【出前講座】年間実施回数	新規	5 回
【自殺予防事業】 自殺対策強化月間における自殺関連図書の貸出回数	41 回	60 回
【自殺予防事業】 公共施設等への名刺サイズのカード配架場所数	新規	100 箇所
【自殺予防事業】 自殺対策に係る講演会の年間開催回数	新規	1 回

②インターネット・SNS等を活用した普及啓発の実施

- ・リーフレットや啓発物を見る機会のない人や、イベント等に参加する機会のない人に対しても自殺対策に係る情報に触れてもらえるよう、様々な媒体を用いた普及啓発を実施します。

事業名／事業内容	所管課	関係課等
【自殺予防事業】本市のホームページにおいて自殺対策に係るページを掲載するとともに、関係団体等においてもホームページ等において普及啓発を図ってもらえるよう促す。	健康づくり課	広報広聴課
【自殺予防事業】自殺予防週間や自殺対策強化月間において、SNSを活用して普及啓発を実施する。	健康づくり課	広報広聴課
【自殺予防事業】健康づくりメールマガジンを活用し、自殺対策に係る普及啓発を実施する。	健康づくり課	広報広聴課

<評価指標>

評価項目	現状値 (平成 29 年度)	目標値 (平成 34 年度)
【自殺予防事業】 ホームページ (いのちのページ) への掲載記事数	1 ページ	5 ページ
【自殺予防事業】 自殺対策に係るメールマガジンの配信回数	0 回	3 回

#### (4) 生きることの促進要因への支援

自殺対策は、個人においても社会においても、「生きることの阻害要因」を減らす取組に加えて、「生きることの促進要因」を増やす取組を行うことであるとされています。

そこで、「生きることの阻害要因」を減らす観点から各種相談事業、「生きることの促進要因」を増やす観点から居場所づくりに関する取組を実施します。

また、自殺未遂者や遺された人への支援の検討も実施していきます。

#### <現状>

- ・様々な悩みについての相談事業の実施を各所管課において実施しています。
- ・認知症の家族や子育て中の親に対してなど、同じ悩みを持った人の交流の場を提供することで、孤立しない地域づくりを進めています。
- ・自殺未遂者や遺された人に対して、十分な支援は実施できていません。

#### <方針>

##### ①悩みごとに対する相談事業の実施

- ・様々な悩みごとに対する相談事業を実施することで、「生きることの阻害要因」を減らすことに加え、「生きることの促進要因」を増やすことへとつなげていきます。

事業名／事業内容	所管課	関係課等
【労働安全衛生に関する事業】健康診断とメンタルヘルス研修等を実施し、市職員の心身の健康管理を図る。また、長時間労働者へのストレスチェックを行い、必要に応じて産業医との面談を行う等、ワークライフバランスが取れるよう助言をしていく。	職員課	
【消費生活相談事業、市民相談事業】多重債務者や離婚、相続等の相談に対し、助言や必要な機関へつなぐことで一人で悩むことのないようにする。	地域安全課	
【女性相談事業、日本語を母語としない住民や性的マイノリティに関する相談事業】DV被害者の相談窓口を設置して対応するとともに、日本語を母語としない住民や性的マイノリティからの相談に対し、支援機関につなげる等の必要な支援を行う。	人権・男女共同参画課	
【福祉まるごと相談事業】福祉まるごと相談において、複合的な問題を抱えるかたに、関係専門機関等と連携して相談支援包括化推進会議を開催し、当該問題に早期に対応するとともに、必要な支援を行う。【再掲】	福祉政策課	
【生活困窮者自立相談支援事業】生活保護利用に至る前段階での相談に応じ、情報の提供及び助言を行うとともに、支援調整会議を開催し自立に向けた計画を作成する。	生活支援課	
【家族介護教室開催事業】在宅で認知症高齢者等を介護する家族を対象に、身体的・精神的負担の軽減を図るため、介護方法等を学ぶ講座を開催する。	高齢介護課	

事業名／事業内容	所管課	関係課等
【障がい者相談支援事業】障がい者の生活全般に関する相談窓口を設置し、障がい者が地域で孤立することなく生活ができるよう支援する。	障がい福祉課	
【子育て世代包括支援センター運営事業】妊娠期から子育て期に亘るまでの母子保健や育児に関する様々な悩みに対し、保健師等の専門職が相談支援を実施する。	健康づくり課	子育て政策課
【母子健康手帳交付】妊娠届出書の收受及び面談による母子健康手帳の交付をすることで、支援が必要な妊婦を把握し、妊娠期からの早期支援につなげる。	健康づくり課	
【個別心理相談（親子心理カウンセリング）】乳幼児健診等において発育発達や育児等で、主に心理面で問題のある保護者や児に対し、心理判定員による心理相談を実施し、必要な機関へつなぐ。	健康づくり課	
【育児相談】妊婦及び就学前までの子どもとその保護者を対象に、育児相談を受けるとともに必要な機関へつなぐ。	健康づくり課	
【乳児家庭全戸訪問】出生連絡票收受の際、産後うつに関するリスクを判定するチェック表を用いて産後うつ等の早期発見を行い、支援につなげる。	健康づくり課	
【養育支援家庭訪問事業】身体的、精神的に問題を抱える養育者に対し、訪問による育児、家事等の援助や指導等を行う。	子育て政策課	
【中小企業融資等支援事業】中小企業に対し低利で融資する機会を通じて、企業の経営状況を把握するとともに、経営難に陥るリスクの高まっている経営者の情報を積極的に把握する。	産業政策課	
【校内支援室指導員配置事務】教室復帰を目指す児童生徒の学習支援の場である校内支援室に指導員を配置する。	教育指導課	

### <評価指標>

評価項目	現状値 (平成 29 年度)	目標値 (平成 34 年度)
【消費生活相談事業、市民相談事業】 市民法律講座の年間開催回数	4 回	継続実施
【女性相談事業、日本語を母語としない住民や性的マイノリティに関する相談事業】女性相談年間延べ件数	426 件	継続実施
【生活困窮者自立相談支援事業】 年間延べ相談件数	324 件	継続実施
【家族介護教室開催事業】 年間教室開催回数	10 回	継続実施 (平成 32 年度)
【障がい者相談支援事業】 年間延べ相談件数	4,680 件	継続実施
【子育て世代包括支援センター運営事業】 年間延べ相談件数	304 件	継続実施
【乳児家庭全戸訪問事業】 年間訪問対象家庭のうち訪問した家庭の割合	96.4%	100%
【中小企業融資等支援事業】 中小企業への信用保証料年間補助件数	276 件	400 件
【校内支援室指導員配置事務】 校内支援室指導員配置中学校数	5 校	11 校

## ②孤立しない地域づくり

- ・孤立のリスクを抱えるおそれのある人を対象とした居場所づくりに取り組むことで、誰も孤立しない地域づくりを推進します。

事業名／事業内容	所管課	関係課等
【おだわら家族会】認知症の家族を抱える介護者の交流会の開催により、介護の悩みや介護負担の軽減を図り、介護者を孤立させることのないように支援することで自殺リスクを軽減させる。	高齢介護課	
【子育て支援フェスティバル、地域子育てひろば（サロン）事業、子育て支援拠点管理運営事業、児童プラザ管理運営事業】子育て中の親や子どもが集まる場所を提供するとともに、親同士の交流や情報交換をすることで孤立しない地域をつくる。	子育て政策課	

### <評価指標>

評価項目	現状値 (平成 29 年度)	目標値 (平成 34 年度)
【おだわら家族会】年間交流会開催回数	12 回	継続実施 (平成 32 年度)
【子育て支援フェスティバル、地域子育てひろば（サロン）事業、子育て支援拠点管理運営事業、児童プラザ管理運営事業】地域子育てひろば年間開催回数	352 回	376 回

## ③自殺未遂者等への支援

- ・救急救命センターへ搬送された自殺未遂者や繰り返し自殺未遂をする人に対して、関係団体で連携することで情報共有や事前に防ぐ取組を実施できるような体制づくりを検討していきます。

事業名／事業内容	所管課	関係課等
【自殺予防事業】小田原市自殺予防対策庁内連絡会議を年 1 回以上開催し、庁内関係課における自殺対策に係る事業の実施状況を共有するとともに、自殺未遂者支援の体制づくりや関係団体との情報共有体制の構築に向け、検討していく。【再掲】	健康づくり課	職員課、人権・男女共同参画課、地域安全課、防災対策課、福祉政策課、生活支援課、高齢介護課、障がい福祉課、子育て政策課、青少年課、産業政策課、建築課、医事課、救急課、学校安全課、教育指導課

### <評価指標>

評価項目	現状値 (平成 29 年度)	目標値 (平成 34 年度)
【自殺予防事業】庁内連絡会議年間開催回数（再掲）	1 回	2 回



#### ④遺された人への支援

- ・自死遺族等への支援として、自死遺族の人の活動を情報提供し、必要としている人へ届けられるようにします。

事業名／事業内容	所管課	関係課等
【自殺予防事業】神奈川県や他市町村で開催される、自死遺族の人の集いに関する情報を必要としている人たちに届けられるよう、公共施設等での窓口でチラシの配架を行う。	健康づくり課	

#### <評価指標>

評価項目	現状値 (平成 29 年度)	目標値 (平成 34 年度)
【自殺予防事業】 遺族の会等のチラシの配架公共施設数	1 施設	20 施設

## (5) 児童生徒のSOSの出し方に関する教育

「生きることの包括的な支援」として「困難やストレスに直面した児童・生徒が信頼できる大人に助けの声をあげられる」ということを目標として、SOSの出し方に関する教育を進めます。

### <現状>

- ・これまで、児童生徒向けに助産師による「いのちの授業」を実施してきました。
- ・市職員向けのゲートキーパー研修は実施していますが、教職員向けのゲートキーパー研修は実施していません。

### <方針>

- ・児童生徒向けに、講師を招いて「SOSの出し方に関する教育」を実施します。
- ・若年者向けに啓発物品を作成し、SOSを出せる相談窓口の周知をします。
- ・教職員向けにゲートキーパー研修を実施することで、児童生徒のSOSに気づき、適切な対応が取れるようにしていきます。

事業名／事業内容	所管課	関係課等
【自殺予防事業】児童生徒のSOSの出し方に関する教育の一環として、小学校5、6年生を対象にいのちの授業を実施する。	健康づくり課 教育指導課	
【自殺予防事業】新採用職員、窓口対応職員及び教職員等を対象に、ゲートキーパー（こころサポーター）養成研修を実施することで、自殺に傾くサインに気づき、対応できる人材を育成する。【再掲】	健康づくり課	庁内全課
【いじめ予防教室開催事務】いじめの未然防止や早期発見を目的として、小学校5年生を対象に、いじめ予防教室を実施する。	教育指導課	

### <評価指標>

評価項目	現状値 (平成 29 年度)	目標値 (平成 34 年度)
【自殺予防事業】 授業実施延べ小学校数	新規	25 校
【自殺予防事業】 市職員等のゲートキーパー研修延べ受講者数（再掲）	49 人	200 人
【いじめ予防教室開催事務】 教室実施延べ小学校数	新規	25 校

## 2 重点施策

### (1) 子ども・若者対策

20 歳代の自殺死亡率を下げるためには、ハイリスク者を早期に発見し、一人ひとりの支援につなげると同時に、予防策として子どもの頃から「生きる力」や「自己肯定感」を育み、SOSを出せる勇気や生きづらさを克服できる力を身に付けるための教育に力を入れます。

#### <現状>

- ・子ども・若者の自殺者数自体は少ないですが、神奈川県における 15 歳から 34 歳の年齢階級別死因の第 1 位が自殺であることから、深刻な状況です。
- ・広報委員を通じたアンケート調査結果においても、「子ども・若者」への対策を進めていくべきと回答された人が約半数、今後取り組むべき自殺対策についても「児童・生徒がストレスを乗り越える力やコミュニケーション能力など、生きる力を向上させることを目的とした教育」の回答数が一番多くなっています。

#### <方針>

##### ①子ども・若者への相談事業

- ・児童生徒や若者が、学校や社会において直面する可能性のある様々な困難・ストレスへの相談、支援等を実施します。

事業名／事業内容	所管課	関係課等
【児童相談事業】児童に関する相談に応じ、必要な調査や支援を行うとともに、適切な窓口へつなげるための支援を行う。	子育て政策課	
【相談及び自立支援充実事業、青少年相談センター管理運営事業】ひきこもり、若年無業者（ニート）、非行等の問題行動、不登校、進学、家族や友人関係など様々な問題で悩む青少年や保護者等からの相談に青少年相談員が応じ、助言・面接指導や専門機関への橋渡しなど問題の早期解決のための支援を行う。	青少年課	
【不登校生徒相談員配置事務】中学校に不登校生徒訪問相談員を配置し、学校と連携しながら、家庭訪問等による本人や保護者への支援を行う。	教育指導課	

#### <評価指標>

評価項目	現状値 (平成 29 年度)	目標値 (平成 34 年度)
【児童相談事業】児童相談に係る専門職の配置人数	3 人	6 人
【相談及び自立支援充実事業、青少年相談センター管理運営事業】年間延べ相談件数	496 件	560 件
【不登校生徒相談事務】不登校児童生徒の出現率	小学校 0.92% 中学校 3.31%	小学校 0.42% 中学校 2.83%

## ②相談窓口等の普及啓発

- ・それぞれのライフスタイルや生活の場に応じた相談窓口や自殺に対する普及啓発を実施します。

事業名／事業内容	所管課	関係課等
【自殺予防事業】相談窓口等の情報を掲載した名刺サイズのカードを作成し、市内小・中学校、高校、大学等に配架し、普及啓発を図る。【再掲】	健康づくり課	

### <評価指標>

評価項目	現状値 (平成 29 年度)	目標値 (平成 34 年度)
【自殺予防事業】 公共施設等への名刺サイズのカード配架場所数 (再掲)	新規	100 箇所

## ③子ども・若者の居場所づくり

- ・それぞれのライフスタイルや生活の場に応じた居場所づくりの活動を推進します。
- ・世代間交流を図る子ども食堂や多様な体験事業による居場所づくりの活動を支援します。

事業名／事業内容	所管課	関係課等
【学習支援事業】生活困窮世帯の中学生等を対象に、学習の場の提供や学習支援等を実施する。	生活支援課	
【ジュニア・リーダー育成事業、シニア・リーダー育成事業】ジュニア・リーダーやシニア・リーダー等との交流を通じて、自主・自立性、協調性や積極性を育むことで、子どもの自己肯定感を養う事業を展開する。	青少年課	
【地域の見守り拠点づくり事業・情報発信支援事業】小学校区単位で子どもが安心して集まり活動できる居場所の設置や、子どもに関連する地域団体の活動を集約した情報誌の発行を支援する。	青少年課	
【校内支援室指導員配置事務】教室復帰を目指す児童生徒の学習支援の場である校内支援室に指導員を配置する。【再掲】	教育指導課	

### <評価指標>

評価項目	現状値 (平成 29 年度)	目標値 (平成 34 年度)
【学習支援事業】 事業参加世帯における中学 3 年生の高等学校進学率	100%	100%
【ジュニア・リーダー育成事業】定例会年間延べ参加者数	263 人	500 人
【シニア・リーダー育成事業】定例会年間延べ参加者数	80 人	120 人
【地域の見守り拠点づくり事業・情報発信支援事業】 地域の見守り拠点づくり実施地区数	7 地区	25 地区
【校内支援室指導員配置事務】 校内支援室指導員配置中学校数 (再掲)	5 校	11 校

#### ④児童生徒のSOSの出し方に関する教育【再掲】

- ・児童生徒向けに、講師を招いて「SOSの出し方に関する教育」を実施します。
- ・若年者向けに啓発物品を作成し、SOSを出せる相談窓口の周知をします。
- ・教職員向けにゲートキーパー研修を実施することで、児童生徒のSOSに気づき、適切な対応が取れるようにしていきます。

事業名／事業内容	所管課	関係課等
【自殺予防事業】児童生徒のSOSの出し方に関する教育の一環として、小学校5、6年生を対象にいのちの授業を実施する。 【再掲】	健康づくり課 教育指導課	
【自殺予防事業】新採用職員、窓口対応職員及び教職員等を対象に、ゲートキーパー（こころサポーター）養成研修を実施することで、自殺に傾くサインに気づき、対応できる人材を育成する。 【再掲】	健康づくり課	庁内全課
【いじめ予防教室開催事務】いじめの未然防止や早期発見を目的として、小学校5年生を対象に、いじめ予防教室を実施する。 【再掲】	教育指導課	

#### <評価指標>

評価項目	現状値 (平成 29 年度)	目標値 (平成 34 年度)
【自殺予防事業】 授業実施延べ小学校数（再掲）	新規	25 校
【自殺予防事業】 市職員等のゲートキーパー研修延べ受講者数（再掲）	49 人	200 人
【いじめ予防教室開催事務】 教室実施延べ小学校数（再掲）	新規	25 校

## (2) 高齢者対策

自殺者数が多い高齢者への対策としては、地域の人や様々な機関と協力して、一人ひとりの生きることへの阻害要因の解決に向けた支援体制の強化を推進します。また、高齢者は閉じこもりや抑うつ状態になりやすく、孤立・孤独に陥りやすいため、居場所づくりや社会参加の強化といった生きることの包括的支援としての施策の推進を図ります。

### <現状>

- ・地域自殺実態プロファイル（2017）によると、性別、年齢別、職業・同居人の有無から、5年間の自殺者数の合計が最も多い区分は「男性 60 歳以上無職同居」となっています。
- ・今後も高齢者の割合は増加していく中で、高齢者が高齢者を介護せざるを得ない世帯も増加していくと見込まれます。

### <方針>

#### ①高齢者の支援のための連携体制の強化

- ・高齢者やご家族等からの相談等を通じて、必要な支援先へつなげるような取組を実施します。

事業名／事業内容	所管課	関係課等
【地域包括支援センター運営事業】地域包括支援センターの相談窓口、主任ケアマネジャー、社会福祉士、保健師等の専門職を配置し、高齢者一人ひとりの問題について察知し、必要な支援先につなげる。	高齢介護課	
【地域ケア会議開催事業】地域ケア会議を通じて、多種職で連携し、圏域のネットワークを構築することで、高齢者等支援が必要な人に対し、個別の支援をしていく。【再掲】	高齢介護課	
【高齢者虐待防止ネットワーク事業】高齢者虐待防止ネットワーク会議において、自殺の可能性のある高齢者の情報を共有し、連携することでネットワークを強化する。【再掲】	高齢介護課	

### <評価指標>

評価項目	現状値 (平成 29 年度)	目標値 (平成 34 年度)
【地域包括支援センター運営事業】 年間延べ相談件数	9,979 件	8,200 件 (平成 32 年度)
【地域ケア会議開催事業】 年間会議開催回数 (再掲)	75 回	98 回 (平成 32 年度)
【高齢者虐待防止ネットワーク事業】 研修会の年間参加者数 (再掲)	88 人	120 人 (平成 32 年度)

## ②高齢者の居場所づくりや生きがい創出のための取組の充実

- ・高齢者の社会参画やセミナー、就業等への参加を促すことで、生きがいや仲間づくりを支援していきます。
- ・高齢者が気軽に立ち寄れる、サロンや憩いの場などの居場所づくりを支援していきます。

事業名／事業内容	所管課	関係課等
【プロダクティブ・エイジング推進事業】高齢者の社会参画やセミナー、就業等への参加を促すことで、生きがいや仲間づくりを支援する。	企画政策課 高齢介護課	
【アクティブシニア応援ポイント事業】高齢者のボランティア活動にポイントを付与し、高齢者の社会参加、生きがいづくりを促進する。	高齢介護課	
【ケアタウン推進事業】支援を必要としているかたがたの課題について、市民・事業者・行政が一体となって支えていくための仕組みづくりを推進する。	高齢介護課	

### <評価指標>

評価項目	現状値 (平成 29 年度)	目標値 (平成 34 年)
【プロダクティブ・エイジング推進事業】 シニアバンク年間登録件数(ヒト登録)	148 件	継続実施
【アクティブシニア応援ポイント事業】年間延べ参加者数	3,583 人	6,000 人

## ③高齢者に対する相談体制の充実

- ・高齢者に対する相談体制、生活支援を充実します。

事業名／事業内容	所管課	関係課等
【地域包括支援センター運営事業】地域包括支援センターの相談窓口、主任ケアマネジャー、社会福祉士、保健師等の専門職を配置し、高齢者一人ひとりの問題について察知し、必要な支援先につなげる。【再掲】	高齢介護課	
【要援護者高齢者へのケースワーク】要援護者高齢者のケースワークにおいて、本人や関係者からの聞き取りを通じて把握した課題の解決に向け、必要な支援先につなげる。	高齢介護課	
【コアメンバー会議開催】高齢者虐待のコアメンバー会議の中で、市や支援関係機関が得た情報を整理し、把握した課題の解決に向け、必要な支援先につなげる。	高齢介護課	

### <評価指標>

評価項目	現状値 (平成 29 年度)	目標値 (平成 34 年度)
【地域包括支援センター運営事業】 年間延べ相談件数(再掲)	9,979 件	8,200 件 (平成 32 年度)

### 3 自殺対策に関連し得る既存事業（生きる支援に対する施策）

「自殺は、その多くが追い込まれた末の死である」という基本認識から、人が命を絶たざるを得ない状況に追い込まれる「過程」として自殺を捉える必要があります。個人の自由な意思や選択と思われがちですが、実際には過労や生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立等、様々な要因が複雑に関係して心理的に追い込まれた末の死であるといえます。

そのため、自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携が図られ、「生きることの包括的な支援」として実施される必要があります。

そこで、基本施策及び重点施策とともに、各課で実施している「より生活しやすくするための事業」や「困りごとを解決するための事業」といった既存事業において、自殺対策に関連し得る事業として位置づけることで、全庁的・総合的に自殺対策を推進し、「誰も自殺に追い込まれることのない小田原の実現」を目指すこととします。

事業名／事業内容	所管課
【ホームページによる政策情報の提供】自殺対策事業の内容を市長の日記に取り上げることで、住民への周知と啓発の機会になり得る。	秘書室
【施政方針作成事務】後期基本計画重点テーマに掲げる「いのちを育て・守り・支える」や「分かち合いの社会」の理念を方針（案）に盛り込む。	企画政策課
【新年のあいさつ作成事務】後期基本計画重点テーマに掲げる「いのちを育て・守り・支える」や「分かち合いの社会」の理念をあいさつ（案）に盛り込む。	
【神奈川県西部広域行政協議会運営事務】自殺対策の推進に向けた、意見交換等を行う。	
【広報紙発刊事業】自殺対策に係る情報を掲載することで、住民への啓発の機会になり得る。	広報広聴課
【ジェイコムイースト小田原局関連事業】自殺対策に係る情報発信も実施することで、住民への啓発の機会になり得る。	
【FMおだわら番組放送】自殺対策に係る情報発信も実施することで、住民への啓発の機会になり得る。	
【広報広聴システム運用事業】自殺対策に係る情報発信も実施することで、住民への啓発の機会になり得る。	
【TVKデータ放送事業】自殺対策に係るイベントの情報発信も実施することで、住民への啓発の機会になり得る。	
【SNS発信事業】自殺対策に係る情報発信も実施することで、住民への啓発の機会になり得る。	
【広報委員事業】自殺対策に関する情報等も共有し、取組等を知ってもらうことで、地域住民への事業の周知につながる可能性がある。広報委員にゲートキーパー研修を受講してもらうことで、気づき役としての視点を持ってもらうことにつながり得る。	
【市民と市長の懇談会事業】「自殺対策の取組」等をまちカフェや市長の現場訪問のテーマにすることで、住民への啓発の機会となり得る。	
【市民ガイド・くらしのガイド発行】自殺対策に係る情報を掲載することで、住民への啓発の機会となり得る。	



事業名／事業内容	所管課
【休職者等復帰支援事業】休職から復帰した後作成するチェックリストの提出時等に細やかな声かけを実施するとともに、傾聴の姿勢を示すなど、復帰者に寄り添う取組とする。	職員課
【年度別「職員研修計画」策定】新採用職員研修や階層別研修など、幅広く職員の資質を向上させるための研修を行うことにより、仕事や職場での人間関係の悩みに起因する自殺を防止する取組とする。	
【「自己啓発」の促進】自殺対策についての自主研修や自己啓発等を行う職員に対して、人的、経済的支援を行う。	
【「職場内研修」の推進】職場内研修で幅広く職員の資質を向上させるための研修を行うことにより、仕事や職場での人間関係の悩みに起因する自殺を防止する取組とする。	
【職員互助会業務】体育・文化・厚生分野の事業により、自己表現・自己実現の場の提供と職員間・家族間の交流促進を図るとともに、各種給付や貸付、斡旋販売等による経済的な支援により充実した生活の一助となる可能性がある。	
【市税滞納整理事務】納税相談を受ける際、生活困窮者と思われるケースについては、きめ細かく丁寧な納税折衝を心掛けるとともに、研修等を通じ、気づき役としての視点を持つ等職員の育成に努める。	市税総務課
【災害時による減免認定に伴う調査事務】現場調査員にゲートキーパー研修を受講してもらうことで、気づき役としての視点をもってもらうことにつながり得る。	資産税課
【各種証明等の発行事務】証明書発行窓口職員にゲートキーパー研修を受講してもらうことで、気づき役としての視点を持ってもらうことにつながり得る。	
【競輪開催事業】ギャンブル等依存症対策として本人又はその家族の申出により競輪場や場外車券売場への入場を禁止することで自殺対策への契機となる可能性がある。	事業課
【住民自治組織の相談事務】相談窓口等のリーフレットを配布することにより、住民への啓発の機会になり得る。	地域政策課
【自治会総連合事務局事務】自治会長大会等で、自殺対策をテーマに取り上げてもらうことにより、地域住民への普及啓発に寄与する。	
【地区行政事務委託事業】自殺対策に係る回覧を実施することで、住民への啓発の機会となり得る。	
【おだわら地域力市民力表彰事業】自殺予防等に取り組む個人や団体が表彰対象者となれば、住民への啓発の機会となり得る。	
【地域コミュニティ組織推進事業】地域コミュニティ組織で自殺についての講話をすることにより、委員への啓発の機会となり得る。 地域コミュニティ組織を通じて、多くの人にゲートキーパー研修を受講してもらうことで、自殺のリスクを早期に察知し、必要な機関へとつなぐ等の対応ができる可能性がある。	
【地域コミュニティに関する庁内連携推進事業】地域コミュニティ組織を支える地域担当職員間で自殺対策に対する理解を深め、共通認識を持った上で取組を推進できるよう努める。自殺ハイリスク者の情報があれば、関係所管課や必要な機関に情報提供をする。	
【市民交流センター管理運営事業】施設内に相談窓口等のリーフレットを配架することで、啓発の機会となり得る。	
【タウンセンター管理運営事業】各タウンセンターで、相談窓口等のリーフレットを配布することで、啓発の機会となり得る。	
【市民功労賞等表彰事業】自殺予防等に取り組む個人や団体が表彰対象者となれば、住民への啓発の機会となり得る。	

<p>【防犯事業】地域の見回りや啓発活動を行うことが、自殺対策につながる可能性がある。</p>	地域安全課
<p>【消費生活啓発事業】各種啓発物品に消費生活相談窓口の連絡先を記載することで、消費者問題に直面した際に一人で抱え込むリスクを減らし、もって消費者被害を受けたことによる自殺対策へとつなげる。</p>	
<p>【地域防災力向上事業】大規模災害時において、被災住民が焦燥感や将来の不安等により気力をなくす事例が見られることから、孤独・孤立感をなくし、協力し合っ て避難所生活を送ることができるように、防災教室や防災訓練等において、支援体制の確認を行う。</p>	防災対策課
<p>【小田原城ミュージックストリート実行委員会負担金交付事務】音楽鑑賞による心の安らぎ、高まりなどのほか、外出機会の創出（孤立防止）につながる可能性がある。</p>	文化政策課
<p>【市民による音楽フェスティバル実行委員会負担金交付事務】芸術文化活動を通じて、平時とは違うコミュニティで自分の役割や有用性を見出すことができれば、自己有用感の醸成等に寄与し得る。</p>	
<p>【昼のミニコンサート開催事務】音楽鑑賞による心の安らぎ、高まりなどのほか、定期的な開催による外出機会の創出（孤立防止）につながる可能性がある。</p>	
<p>【ODAWARAコンサートバンク運営事務】音楽鑑賞による心の安らぎ、高まりなどのほか、外出機会の創出（孤立防止）につながる可能性がある。</p>	
<p>【アウトリーチ事業開催事務】芸術文化活動を通じて、平時とは違うコミュニティで自分の役割や有用性を見出すことができれば、自己有用感の醸成等に寄与し得る。 鑑賞者（保護者）が集い交流できる機会を設けることで、子育ての悩みなどの自殺リスクの負担軽減に寄与し得る。</p>	
<p>【鑑賞事業開催事務】芸術鑑賞による心の安らぎ、高まりなどのほか、劇場へ出かけることが外出機会の創出（孤立防止）につながる可能性がある。</p>	
<p>【ワークショップ開催事務】芸術文化活動を通じて、平時とは違うコミュニティで自分の役割や有用性を見出すことができれば、自己有用感の醸成等に寄与し得る。</p>	
<p>【文化セミナー開催事務】芸術文化が人と社会をつなぐ力があることを講演内に盛り込むこと等で、住民への普及啓発となる可能性がある。</p>	
<p>【かもめコンサート開催事務】音楽鑑賞による心の安らぎ、高まりなどのほか、定期的な開催による外出機会の創出（孤立防止）につながる可能性がある。</p>	
<p>【市美術展開催事務】芸術鑑賞による心の安らぎ、高まりなどのほか、定期的な開催による外出機会の創出（孤立防止）につながる可能性がある。</p>	
<p>【市民文化祭開催事務】芸術鑑賞による心の安らぎ、高まりなどのほか、定期的な開催による外出機会の創出（孤立防止）につながる可能性がある。</p>	
<p>【ときめき国際学校実行委員会負担金】活動の中で同年代の学生との関わりを通じて、問題の把握ができれば、若年層を支援する上での有効な窓口として機能し得る。研修指導に当たる役員やOB、OG等にゲートキーパー研修を受講してもらうことで、気づき役としての視点を持ってもらうことにつながり得る。</p>	
<p>【海外姉妹都市成年交流事業】プログラムを通じて自身のコミュニティを広げ、他者との絆や社会とのつながりを感じる中で自分に対する自信を高められる可能性がある。 交流会の研修指導に当たる役員にゲートキーパー研修等を受講してもらうことで、気づき役としての視点を持ってもらうことにつながり得る。</p>	
<p>【小田原海外市民交流会補助金交付事務】交流会主催の事業を通じて、地域に住む諸外国の人々との交流の機会を作り、地域コミュニティに参加することを通じて孤立防止など生きることの促進要因への支援になり得る。</p>	

事業名／事業内容	所管課
<p>【地球市民フェスタ開催事務】外国人との交流を通じて、新たな興味とつながりを創出し、社会との接点を見出すことで孤立化の危険を回避し、若年層等の窓口として機能し得る。</p>	文化政策課
<p>【大学連携連絡協議会開催事務】大学連携連絡協議会において自殺対策に関する情報提供をし、市内大学との連携・連絡を図ることで、自殺対策の促進や市内大学職員・生徒への啓発の機会になり得る。</p>	
<p>【市民ホール（芸術文化創造センター）整備事業】窓口対応職員にゲートキーパー研修を受講してもらうことで、気づき役としての視点を持ってもらうことにつながり得る。 窓口等へリーフレットを配架することにより、住民への啓発の機会になり得る。</p>	
<p>【清閑亭を核としたまちづくり事業事務】贅を凝らした意匠の建物でゆっくりとした時間を過ごすことができ、心に安らぎを与え、また、様々なイベント及び観光情報の発信拠点であることから外出機会の創出（孤立防止）につながる可能性がある。</p>	
<p>【行政講座・生涯学習講座】相談窓口等のリーフレットを講座参加者に配布することにより、住民への啓発の機会になり得る。</p>	生涯学習課
<p>【キャンパスおだわら運営事務】自殺対策に関する学習講座を認定し、発信していくことで、住民への周知を図ることができる。</p>	
<p>【人材バンク事業事務】住民への啓発を行うボランティア講師を発掘、登録していただくことで、住民への啓発を促すことができる。</p>	
<p>【学習情報の収集及び発信事務】自殺対策に関する講座や研修などの学習情報を収集、発信することで、住民への周知を図ることができる。</p>	
<p>【生涯学習支援者育成事業】相談窓口等のリーフレットを支援者や事業の参加者（保護者等）に配布することにより、児童生徒のSOSの受け手についての啓発を図る機会になり得る。</p>	
<p>【生涯学習フェスティバル事務】自殺対策に関するブースを出展することにより、住民への啓発の機会になり得る。</p>	
<p>【生涯学習センター本館管理事務】住民の生涯学習活動の場を確保することで、生きることの促進要因への支援になり得る。 館内にポスター掲示や相談窓口等のリーフレットを配架することで、住民への啓発の機会になり得る。</p>	
<p>【生涯学習センター図書室運営事務】自殺対策関連書籍を置くことで、来館者への周知を図ることができる。</p>	
<p>【生涯学習センター分館等管理業務】住民の生涯学習活動の場を確保することで、生きることの促進要因への支援になり得る。 館内にポスター掲示や相談窓口等のリーフレットを配架することで、住民への啓発の機会になり得る。</p>	
<p>【小田原市公民館連絡協議会事務・地区公民館育成事業】公民館大会や総会の際に、ポスター掲示や相談窓口等のリーフレットを配架することで、参加者への啓発の機会になり得る。</p>	
<p>【地区公民館いきいきフェスタ事業】ポスター掲示や相談窓口等のリーフレットを配架することで、参加者への啓発の機会になり得る。</p>	
<p>【尊徳学習推進及び顕彰事業】尊徳祭などのイベントの際に、ポスター掲示や相談窓口等のリーフレットを配架することで、住民への啓発の機会になり得る。</p>	
<p>【尊徳記念館管理運営事業】住民の生涯学習活動の場を確保することで、生きることの促進要因への支援になり得る。 館内にポスター掲示や相談窓口等のリーフレットを配架することで、住民への啓発の機会になり得る。</p>	

<p>【家庭教育学級等開設事業】市が主催する講演会等の際にリーフレットを配布することにより児童生徒のSOSの受け手についての啓発を図る機会になり得る。</p>	生涯学習課
<p>【PTA研修事業】自殺対策をテーマに実施することで、児童生徒のSOSの受け手についての啓発を図る機会になり得る。</p>	
<p>【地域婦人団体連絡協議会支援事業】相談窓口等のリーフレットを協議会会員等に配布することにより、住民への啓発の機会になり得る。</p>	
<p>【カウンター業務】図書の貸出し等を通じ、市民の居場所としての空間づくりを行うことにより、利用者の社会との繋がりに寄与する可能性がある。</p>	図書館
<p>【資料の選書・購入】自殺予防や自己啓発等の書籍の購入を行うとともに、企画本のコーナーの設置等と連動して対応することで、自殺予防の周知を図る機会となり得る。</p>	
<p>【ボランティア関連業務】ボランティアグループによる各種活動の際に、児童・生徒へ声かけをする等により、学校や家庭以外の社会との繋がりに寄与する可能性がある。</p>	
<p>【各種行事・イベント】各種イベントやコンクール等を実施し、図書館を利用する機会を創出することにより、利用者の社会との繋がりに寄与する可能性がある。</p>	
<p>【地域資料等の管理・運営等】地域資料室に従事する嘱託員は幅広く市民と接する相談業務も担っているため、研修を確保することで早期の「気づき」に対応できる可能性が高まる。</p>	
<p>【図書館協議会の運営】図書館協議会が行政、学校関係者、ボランティア等で構成されることから、自殺対策について情報共有を行うネットワークとして機能できる可能性がある。</p>	
<p>【スポーツ推進委員活動促進事業】スポーツ推進委員にゲートキーパー研修を受講してもらうことで、気づき役としての視点を持ってもらうことにつながり得る。</p>	スポーツ課
<p>【スポーツ施設等管理運営業務（指定管理施設）】住民への啓発機会の一つとして、相談窓口のリーフレットを指定管理施設（小田原アリーナ、小田原テニスガーデン、城山陸上競技場）の窓口等に配架する。</p>	
<p>【荒地再生・森林整備活動推進事業】学校や職場等以外のコミュニティの形成機会を提供することや、農業体験等の自然に触れる機会を提供することによって、生きることの促進要因となり得る。 また、実行委員等にゲートキーパー研修を受講してもらうことで、気づき役としての視点を持ってもらうことにつながり得る。</p>	環境政策課
<p>【環境学習推進事業】児童生徒に対して、学校以外のフィールドでの多様な体験の場を提供することにより、生きることへの促進要因となり得る。 また、児童生徒向けのリーフレット等を配布する機会になり得る。</p>	
<p>【遺族会補助金に関する事務】会員同士の交流を通して、家族を失った悲しみを共有することができる。 また、戦争で家族を失った経験から命の尊さを再認識するとともに、次世代に伝えていくことが可能である。</p>	福祉政策課
<p>【原爆被災者の会補助金に関する事務】会員同士の交流を通して、被爆経験を共有することができる。 また、原爆の被害にあった経験から命の尊さや健康な状態で生きられることの喜びを再認識するとともに、次世代に伝えていくことが可能である。</p>	
<p>【外国籍高齢者・障がい者当福祉給付金に関する事務】困窮者に対して遺漏なく支援を行う。</p>	
<p>【民生委員児童委員事業】地域の身近な相談役である民生委員・児童委員の活動を支援することで、支援を必要とするかたの早期発見につながることを期待される。 また、ボランティアの方と連携して活動することもあることから、地域において支えとなる人材を掘り起こし、育成することにつながる。</p>	福祉政策課

事業名／事業内容	所管課
【被災者支援事業】被災者の経済的・精神的な苦痛の軽減に努める。	福祉政策課
【赤十字事業】日本赤十字社の取組に従って対応する。	
【避難行動要支援者名簿及びマップ作成事業】地域において災害時に援護を要する方の掘り起こしと、それを支える民生委員、自主防災組織、消防との情報共有を進めることができる。	
【地域福祉計画策定事業】次期改定時に自殺対策計画の内容を反映する。	
【生きがいふれあいフェスティバル開催事業】世代を越えて市民が触れ合うイベントを開催することで、高齢者の生きがいづくりを促すことができる。	
【福祉まるごと相談事業】福祉まるごと相談において、複合的な問題を抱えるかたに、関係専門機関等と連携し、当該問題に早期に対応し、必要な支援を行うとともに自殺予防対策と連携を図る。	
【中間的就労事業】中間的就労事業において、関係機関と連携を図り、就労の機会を提供し、日常生活自立や社会生活自立に係る支援を参加者に行うとともに自殺予防に係る対応との連携を図る。	
【中国残留邦人等支援事業】相談・助言を通じて問題の把握・対応を進めることで、生活上の困難の軽減を図ることは、自殺リスクの軽減にも寄与し得る。	生活支援課
【生活保護業務】生活保護利用者は、利用していない人に比べて自殺のリスクが高いことが既存調査により明らかになっており、各種相談・支援の提供は、そうした人々にアプローチするための機会となり得る。	
【住居確保給付金支給事業】住居問題を抱えている人は自殺のリスクが高まること少なくないため、自殺のリスクが高い集団にアプローチする窓口、接点となり得る。	
【法外援護事業（旅費支給事業・行旅病人扶助事業）】生活困窮者や家族の問題状況を把握し支援につなぐ上でのきっかけにするなど、自殺のリスクが人へのアウトリーチの機会として活用し得る。	
【独居老人等緊急通報システム事業】緊急通報システムの設置により、緊急時速やかに対応してもらうことが可能になり、安心して生活することができる。	高齢介護課
【高齢者救急要請カード配布事業】救急要請カードを活用することで、救急搬送時、速やかに適切な処置をうけることができ、安心して生活することができる。	
【計画策定検討事務】「ともに生きる活力ある長寿・福祉社会をめざして」を基本理念とし、市民、事業者、行政が一体となることで、住みよい地域づくりにつなげることができる。	
【高齢者実態調査及び介護保険利用者等調査事業】調査を行うことで、高齢者の状況を把握し、適切な援助につなげることができる。	
【高齢者はり・きゅう・マッサージ等施術費助成事業】施術により健康の増進を図ることができる。	
【敬老行事実施事業】敬老行事を開催し、高齢者の長寿を共に喜ぶことで、生きることの促進要因の支援になり得る。	
【高齢者現況調査事業】民生委員の見守り体制を充実させることで、安心して生活することができる。	
【敬老祝金贈呈事業】祝金を贈呈し、高齢者の長寿を共に喜ぶことで、生きることの促進要因の支援になり得る。	
【敬老祝品贈呈事業】祝品を贈呈し、高齢者の長寿を共に喜ぶことで、生きることの促進要因の支援になり得る。	
【長寿祝品交付事業】一定の年齢にお祝いを設け、高齢者の長寿を共に喜ぶことで、生きることの促進要因への支援になり得る。	
【シルバー人材センター運営補助事業】シルバー人材センターに登録し、就業することで生きがいを感じ、生きることの促進要因の支援になり得る。	

<p>【老人クラブ活動補助事業】外出及び地域への参加の促進をすることで、孤立を防ぎ、生きることの促進要因への支援になり得る。</p>	高齢介護課
<p>【福寿カード交付事業】観光施設や保養所などの施設等料金を優待し、外出の促進をすることで、引きこもりを防止し、生きることの促進要因への支援になり得る。</p>	
<p>【成年後見制度利用支援事業】後見人等が必要な状況である高齢者を発見し、後見人等を選任することで、高齢者本人の権利を守りつつ、本人の生きることの促進要因への支援になり得る。また、そのような高齢者を早期に発見できるよう地域へのネットワーク体制の構築は自殺対策に活用できる。</p>	
<p>【認知症支援推進事業】認知症への理解を深めることで、認知症の方に正しい対応方法で接することができ、当事者の尊厳を保つことにつながると考えられる。そのため、認知症サポーター養成は自殺対策を支える人材となり得る。</p>	
<p>【老人ホーム入所判定事業】老人ホームへの入所手続きの中で、当人や家族等と接触の機会があり、問題状況等の聞き取りができれば、家庭での様々な問題について察知し、必要な支援先につなげる接点ともなり得る。</p>	
<p>【緊急一時入所事業】緊急一時の入所手続きの中で、当人や家族等と接触の機会があり、問題状況等の聞き取りができれば、家庭での様々な問題について察知し、必要な支援先につなげる接点ともなり得る。</p>	
<p>【食の自立支援事業（任意分）】安否確認を兼ねて、利用されている高齢者に定期的に、直接食事を手渡すことにより、様子を確認することができ、様子がおかしいときには、関係機関と共有することにより、自殺予防対策になり得る。</p>	
<p>【認知症予防事業】グループワークを通じたコミュニケーション等、脳と体を刺激することを通じて、認知症予防に必要な知識を習得し認知症の予防を図る事で自殺予防対策につなげる。</p>	
<p>【高齢者筋力向上トレーニング事業】指導員の指導もと、膝痛・腰痛・転倒・骨折予防を図り、社会参加することにより、社会とのつながりを持つことにより、自殺予防対策になり得る。</p>	
<p>【高齢者体操教室開催事業】高齢者の健康維持・増進と仲間づくりを促進することで、自殺防止につなげる。</p>	
<p>【いきいき健康事業】生活機能の維持・向上や、自立生活の助長及び要介護状態になることを予防するために、各地区において行う教室やサロン活動で自殺予防につなげる。</p>	
<p>【介護予防普及啓発事業】地域の高齢者が、談話や囲碁・将棋、カラオケなどを楽しむことで、仲間づくりや閉じこもり予防などを図ることが結果的に自殺予防につながる。</p>	
<p>【ふれあい担い手発掘事業】介護予防や閉じこもり防止に係る取組を実施する団体に対し支援することにより、閉じこもりがちな高齢者が通える場が整備される。</p>	
<p>【在宅医療・介護連携事業】ケースによっては必要な支援策につなぐ等の対応を取るなど、自殺対策と連動させることでより効果的な支援になり得る。 医療・介護の関係者の連携が図れることで、患者及び利用者の支援の目が広がり、変化に気づきやすくなる。</p>	
<p>【認知症地域支援推進事業】認知症に関する知識の普及・啓発により、認知症のかたへの理解を深めることで、認知症のかたやその家族が暮らしやすい環境となるよう支援する。</p>	
<p>【認知症ケアパス構築事業】認知症のかたができる限り住み慣れた自宅で暮らし続け、また、認知症のかたやその家族が安心でき、認知症の状態に応じたサービスが提供できるような流れを構築することで、自殺対策となり得る。</p>	

事業名／事業内容	所管課
【認知症初期集中支援事業】専門職による早期診断、早期対応により必要な支援先につなげることで、認知症のかたやその家族が安心でき、当事者の尊厳を保つとともに家族の精神的負担を軽減するなど、自殺対策として効果的な支援となり得る。	高齢介護課
【徘徊高齢者SOSネットワーク事業】認知症による徘徊の恐れを有するかたの事前登録や、警察、協力機関（包括支援センター、市社会福祉協議会）との連携を通して、徘徊症状があっても安心して暮らせる地域の実現を目指し、認知症を罹患しても自己否定せず、その人らしく暮らせるような支援を行う。	
【介護サービス事業者支援事業】介護サービス事業者に対し、自殺対策における関係機関との連携の可能性を示すことで、高齢者の自殺リスクへの気づきにに応じて必要な機関へつなぐ等の対応強化になり得る。	
【介護相談員派遣事業】介護相談員の質を高めることで、利用者の様子から、自殺のリスクを早期に察知し必要な機関へつなぐ等の支援ができる可能性がある。また、施設等へ橋渡しすることで、利用者及び家族への支援の目が広がり、変化に気づきやすくなる。	
【ケアプラン点検事業】介護支援専門員のケアマネジメントの質を高めることで、利用者を総合的に捉えることができ、自殺のリスクを早期に察知し必要な機関へつなぐ等の対応を強化できる可能性がある。また、関係機関との連携を図ることで、患者及び利用者の支援の目が広がり、変化に気づきやすくなる。	
【介護従業者医療連携研修事業】介護支援専門員のケアマネジメントの質を高めることで、利用者を総合的に捉えることができ、自殺のリスクを早期に察知し必要な機関へつなぐ等の対応を強化できる可能性がある。また、関係機関との連携を図ることで、患者及び利用者の支援の目が広がり、変化に気づきやすくなる。	
【介護予防把握事業】実態調査により得た情報を地域包括支援センターと情報共有することにより、「こころ」においてリスクがあるかたを早期に把握し、関わりを持つことにより、自殺防止対策となり得る。	
【生活支援体制整備事業】高齢者の生活を支援する体制を整備することで、高齢者の生活のしにくさを解消するとともに、地域のネットワーク構築や支援の担い手の確保を促進し、自殺対策となり得る。	
【高齢者栄養改善事業】高齢者の低栄養状態の予防・改善を図るほか、「食を楽しむ」ことにより、講和と調理実習を行い、何時までも自立した生活を送ることが出来るように支援する。	
【ノーマライゼーション理念普及啓発事業】障がい者を自殺に至らせない環境整備を障がい及び障がいの者の理解を促進することにより構築していく。	
【障がい福祉関係諸計画策定評価業務】第2期おだわら障がい者基本計画では「精神保健・医療施策の推進」また、第5期小田原市障がい福祉計画では「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築」を位置づけており、これらに基づく相談・訪問業務や環境整備に取り組んでいく。	
【障害福祉サービス給付事業】障がい者に適正にサービスを提供し、日常生活及び社会生活を支援することにより、生活の質の向上を図る。	
【重度障がい者緊急通報システム事業】緊急通報機能に付随した相談受付機能を活用することにより、利用者の悩みや困りごとの相談に対応する。	
【障がい者食の自立支援事業】適切な食事を定期的に摂取できる環境を整えることにより、利用者の心身の健康増進を図る。	
【移動支援サービス事業】屋外での移動に困難がある障がい者にヘルパーによる外出支援を行うことにより、地域での自立生活と社会参加を促進する。	障がい福祉課
【日中一時支援サービス】介護者が社会的・私的理由により一時的に障がい者を介護できない場合に、日中、施設等で見守り等を行うことにより、介護負担の軽減を図る。	

<p>【重度障がい者訪問入浴サービス】在宅での入浴が困難な重度身体障がい者に対して、巡回入浴車で利用者宅を訪問し入浴サービスを実施することにより、心身機能の維持向上と介護家族の負担軽減を図る。</p>	障がい福祉課
<p>【障害者地域活動支援センター支援事業】障害者地域活動支援センターの運営費を助成することにより、障がい者の活動の場を確保し、社会参加を促進する。</p>	
<p>【障害者団体運営費補助事業】障害者団体の運営費を助成することにより、障がいのある当事者や家族が同じ悩みや困難について相談等ができる場の確保を図る。</p>	
<p>【知的障がい者サークル活動事業】在宅の知的障がい者が余暇を有効に過ごせる場を設け、仲間づくりや生きがいを促進する。</p>	
<p>【障がい者福祉タクシー利用助成事業】在宅の重度障がい者にタクシーの初乗り運賃相当額を助成することにより、外出の機会の確保と社会参加の促進を図る。</p>	
<p>【重度障がい者医療費助成事業】重度障がい者の医療費の自己負担分を助成し、適切な医療機関の受診と経済的負担の軽減をすることにより、心身の健康の維持・増進を図る。</p>	
<p>【関西地区みんなのつどい主催者協議会補助事業】スポーツ活動やレクリエーション活動を通じ、県西地区の障がい児者とその家族等の交流を促進する事業の運営を支援することにより、社会参加を促進する。</p>	
<p>【障害児通所支援事業】障がい児や発達に心配のある児に適正に療育を提供することにより、児の発達及び保護者の支援を行う。</p>	
<p>【国民健康保険資格管理事務】窓口対応職員へゲートキーパー研修を受講してもらうことで、気づき役としての視点を持ってもらうことにつながり得る。 また、窓口等へのリーフレットの配架等が可能である。</p>	保険課
<p>【国民健康保険被保険者証・高齢受給者証交付事務】窓口対応職員へゲートキーパー研修を受講してもらうことで、気づき役としての視点を持ってもらうことにつながり得る。 また、窓口等へのリーフレットの配架等が可能である。</p>	
<p>【国民健康保険任意給付（出産育児一時金・葬祭費）事務】窓口対応職員へゲートキーパー研修を受講してもらうことで、気づき役としての視点を持ってもらうことにつながり得る。 また、窓口等へのリーフレットの配架等が可能である。</p>	
<p>【国民健康保険一部負担金減免事務】一部減免等の措置を講じる中で、当事者からの状況の聞き取りを行い、必要に応じ必要な機関へつなぐ等の対応ができる可能性がある。</p>	
<p>【人間ドック助成事務】健康診断による「生きることの阻害要因」を排除する取組にも資するため、継続的に実施する。</p>	
<p>【国民健康保険保健事業（生活習慣病重症化予防）】健康診断による「生きることの阻害要因」を排除する取組にも資するため、継続的に実施する。</p>	
<p>【保険料（税）滞納整理事務】納付勧奨等の措置を講じる中で、当事者からの状況の聞き取りを行い、必要に応じ必要な機関へつなぐ等の対応ができる可能性がある。</p>	
<p>【保険料（税）電話催告事業】納付勧奨等の措置を講じる中で、当事者からの状況の聞き取りを行い、必要に応じ必要な機関へつなぐ等の対応ができる可能性がある。</p>	
<p>【保険料（税）徴収嘱託員事業】徴収嘱託員へゲートキーパー養成研修を受講してもらうことで、気づき役としての視点を持ってもらうことにつながり得る。</p>	
<p>【後期高齢者医療保険料減免に関する事務】一部減免等の措置を講じる中で、当事者からの状況の聞き取りを行い、必要に応じ必要な機関へつなぐ等の対応ができる可能性がある。</p>	



事業名／事業内容	所管課
【後期高齢者医療保険短期被保険者証に関する事務】納付勧奨等の措置を講じる中で、当事者からの状況の聞き取りを行い、必要に応じ必要な機関へつなぐ等の対応ができる可能性がある。	保険課
【国民年金窓口事務】窓口対応職員へゲートキーパー研修を受講してもらうことで、気づき役としての視点を持ってもらうことにつながり得る。 また、窓口等へのリーフレットの配架等が可能である。	
【食生活改善推進員育成研修】食生活改善推進員（ヘルスマイト）にゲートキーパー研修を受講してもらうことで、気づき役としての視点を持ってもらうことにつながり得る。	健康づくり課
【食育実践活動事業】自殺対策に係る普及啓発も実施することで、住民への啓発の機会になり得る。	
【食育推進事業】孤食等の対策を図ることで、生きることの促進要因への支援になり得る。 自殺対策をテーマとして絡めることで、庁内や食育推進団体と連携した支援体制の確立に寄与する可能性がある。	
【健康おだわら普及員支援事業】健康おだわら普及員にゲートキーパー研修を受講してもらうことで、気づき役としての視点を持ってもらうことにつながり得る。	
【地域でつくる健康づくり支援事業】地区での事業として自殺対策をテーマに取り上げたり、相談窓口の周知をすることにより、地域住民への普及啓発に寄与する。	
【健康づくりサポーター事業】健康づくりサポーターにゲートキーパー研修を受講してもらうことで、気づき役としての視点を持ってもらうことにつながり得る。	
【健康カレンダー発行事務】健康カレンダーに相談窓口等の掲載をすることで、住民への啓発に寄与する。	
【健康教育事業】自殺対策をテーマに実施することで、住民への啓発の機会になり得る。	
【健康相談事業】相談を受ける職員にゲートキーパー研修を受講してもらうことで、気づき役としての視点を持ってもらうことにつながり得る。 自殺相談に対して窓口を案内することで、普及啓発を実施する。 相談に来られたかたに対し、自殺に関する普及啓発を実施する。	
【訪問指導事業】家庭訪問を実施する全保健師にゲートキーパー研修を受講してもらうことで、気づき役としての視点を持ってもらうことにつながり得る。 介護者や家族に対して自殺相談窓口等のリーフレットを配布することで、啓発の機会になり得る。	
【がん検診事業】検診を受けたことで、自分の健康状態の確認ができる。 リーフレット等を配布することにより、住民への啓発の機会になり得る。 精密検査等での受診の際など、医療機関と連携が図れる。	
【口腔がん予防啓発事業】相談窓口等のリーフレットを配布することにより、住民への啓発の機会になり得る。	
【後期高齢者健康診査事業】健診を受けたことで、自分の健康状態の確認ができる。 リーフレット等を配布することにより、住民への啓発の機会になり得る。 医療機関と連携が図れる。	
【生活保護利用者健康診査事業】医療機関と連携が図れる。	
【訪問健康診査事業】医療機関と連携が図れる。	
【おうちのけんこうフェスティバル】イベントスペースの中で相談窓口一覧などの普及啓発パンフレットを配布する。	
【脳血管疾患予防事業】参加者に相談窓口一覧などの普及啓発パンフレットを配布する。	

<p>【健康増進計画に関する会議】市の自殺の傾向や予防に向けた対策の情報提供を行う。</p> <p>各団体の長に対するゲートキーパー研修を受講してもらうことで、気づき役としての視点を持ってもらうことにつながり得る。</p>	健康づくり課
<p>【4か月児健康診査】母親等ケースによっては必要な支援策につなぐ等の対応を取るなど、自殺対策と連動させることでより効果的な支援になり得る。</p>	
<p>【8～9か月児健康診査】母親等ケースによっては必要な支援策につなぐ等の対応を取るなど、自殺対策と連動させることでより効果的な支援になり得る。</p>	
<p>【1歳6か月児健康診査】母親等ケースによっては必要な支援策につなぐ等の対応を取るなど、自殺対策と連動させることでより効果的な支援になり得る。</p> <p>相談窓口等のリーフレットを配布することにより、住民への啓発の機会になり得る。</p>	
<p>【2歳児歯科健康診査】母親等ケースによっては必要な支援策につなぐ等の対応を取るなど、自殺対策と連動させることでより効果的な支援になり得る。</p>	
<p>【3歳児健康診査】母親等ケースによっては必要な支援策につなぐ等の対応を取るなど、自殺対策と連動させることでより効果的な支援になり得る。</p> <p>相談窓口等のリーフレットを配布することにより、住民への啓発の機会になり得る。</p>	
<p>【乳幼児事後検診】母親等ケースによっては必要な支援策につなぐ等の対応を取るなど、自殺対策と連動させることでより効果的な支援になり得る。</p> <p>相談窓口等のリーフレットを配布することにより、住民への啓発の機会になり得る。</p>	
<p>【乳幼児精密健康診査】母親等ケースによっては必要な支援策につなぐ等の対応を取るなど、自殺対策と連動させることでより効果的な支援になり得る。</p>	
<p>【妊婦健康診査】ケースによっては必要な支援策につなぐ等の対応を取るなど、自殺対策と連動させることでより効果的な支援になり得る。</p>	
<p>【ママパパ学級】相談を受ける職員にゲートキーパー研修を受講してもらうことで、自殺のリスクを早期に察知し必要な機関へとつなぐ等の対応を強化できる可能性がある。</p> <p>自殺相談に対して窓口を案内することで、普及啓発を実施する。</p>	
<p>【子育て応援講座】相談を受ける職員にゲートキーパー研修を受講してもらうことで、気づき役としての視点を持ってもらうことにつながり得る。</p>	
<p>【1歳6か月児健康診査フォロー教室】ケースによっては必要な支援策につなぐ等の対応を取るなど、自殺対策と連動させることでより効果的な支援になり得る。</p> <p>相談を受ける職員にゲートキーパー研修を受講してもらうことで、気づき役としての視点を持ってもらうことにつながり得る。</p>	
<p>【3歳児健康診査フォロー教室】ケースによっては必要な支援策につなぐ等の対応を取るなど、自殺対策と連動させることでより効果的な支援になり得る。</p> <p>相談を受ける職員にゲートキーパー研修を受講してもらうことで、気づき役としての視点を持ってもらうことにつながり得る。</p>	
<p>【母子健康手帳交付事務】ケースによっては必要な支援策につなぐ等の対応を取るなど、自殺対策と連動させることでより効果的な支援になり得る。</p> <p>相談を受ける職員にゲートキーパー研修を受講してもらうことで、気づき役としての視点を持ってもらうことにつながり得る。</p>	
<p>【ママパパ子育て知恵袋メール配信】市民に対して自殺相談窓口等をメールマガジンを通して周知することで、啓発の機会になり得る。</p>	

事業名／事業内容	所管課
<p>【母子訪問指導】ケースによっては必要な支援策につなぐ等の対応を取るなど、自殺対策と連動させることでより効果的な支援になり得る。 相談を受ける職員にゲートキーパー研修を受講してもらうことで、気づき役としての視点を持ってもらうことにつながり得る。</p>	健康づくり課
<p>【母子継続看護】ケースによっては必要な支援策につなぐ等の対応を取るなど、自殺対策と連動させることでより効果的な支援になり得る。 相談を受ける職員にゲートキーパー研修を受講してもらうことで、気づき役としての視点を持ってもらうことにつながり得る。</p>	
<p>【未熟児訪問】ケースによっては必要な支援策につなぐ等の対応を取るなど、自殺対策と連動させることでより効果的な支援になり得る。 相談を受ける職員にゲートキーパー研修を受講してもらうことで、気づき役としての視点を持ってもらうことにつながり得る。</p>	
<p>【不育症治療費助成事業】市民に対して自殺相談窓口等を周知することで、啓発の機会になり得る。 ケースによっては必要な支援策につなぐ等の対応を取るなど、自殺対策と連動させることでより効果的な支援になり得る。</p>	
<p>【医師会との連絡調整事務】テーマに自殺対策を取り上げることで、地域医療に携わった等と連携した支援体制の確立に寄与する可能性がある。</p>	
<p>【不妊症治療費助成事業】市民に対して自殺相談窓口等を周知することで、啓発の機会になり得る。 ケースによっては必要な支援策につなぐ等の対応を取るなど、自殺対策と連動させることでより効果的な支援になり得る。</p>	
<p>【ファミリーサポートセンター管理運営事業】子育て家庭の負担や不安を軽減することで自殺の防止を図る。また、支援会員の研修の際、産後うつや自殺に関する講座を盛り込むことで、自殺予防に関する知識の普及啓発ができる。</p>	子育て政策課
<p>【子育て情報誌発行事業】子育ての相談機関を周知することで自殺予防を図る。</p>	
<p>【助産施設委託事業】経済的理由や環境的理由に入院助産を受けることができない妊産婦の助産を措置することにより、母子の自殺リスクの軽減にもつながり得る。</p>	
<p>【早期発達支援事業】巡回訪問での症例をもとに検討を行うことで、発達障がいに関する理解を深め、適切な支援方法をそれぞれの園にフィードバックすることにより、児童及び家族への支援体制の強化、生きることの包括的支援の向上にも寄与し得る。</p>	
<p>【母子・父子家庭等相談事業】ケースによっては必要な支援策につなぐ等の対応を取るなど、自殺対策と連動させることでより効果的な支援になり得る。</p>	青少年課
<p>【地区健全育成組織支援事業】地域で日頃から青少年に接する機会が多いかたがたに対してゲートキーパー研修を受講してもらうことで、気づき役としての視点を持ってもらうことにつながり得る。各地区の事業として自殺対策をテーマに取り上げてもらうことにより、地域住民への普及啓発に寄与する。</p>	
<p>【青少年育成推進員支援・活用事業】地域で日頃から青少年に接する機会が多いかたがたに対してゲートキーパー研修を受講してもらうことで、気づき役としての視点を持ってもらうことにつながり得る。事業として自殺対策をテーマに取り上げてもらうことにより、地域住民への普及啓発に寄与する。</p>	
<p>【街頭指導活動等充実事業】ケースによっては必要な支援策につなぐ等の対応を取るなど、自殺対策と連動させることでより効果的な支援になり得る。</p>	
<p>【青少年問題協議会開催事業】事業を通じて青少年育成団体の代表者である構成員に対して啓発を進めていくことにより、自殺対策に関わる普及啓発を図ることは可能である。</p>	

<p>【青少年と育成者のつどい開催事業】事業を通じて児童・生徒、保護者や教職員だけでなく、青少年に関わるかたがたに対して啓発を進めていくことにより、自殺対策に関わる普及啓発を図る。</p>	青少年課
<p>【成人式開催事業】成人式に参加する新成人に対して自殺対策に関する相談窓口等のリーフレットを配布することにより、啓発の機会の増大を図る。</p>	
<p>【指導者養成研修・派遣事業】事業に参加するかたがたに対して講座の一環としてゲートキーパー研修の受講を促し、必要な機関へつなぐ等の対応を強化できる可能性がある。</p>	
<p>【地域少年リーダー養成講座開催事業】講座等のテーマに自殺対策を取り上げることにより、事業に参加する児童に対して「命の大切さ」等、自殺対策の普及啓発を図る。</p>	
<p>【地域・世代を超えた体験学習開催事業】事業として「命の大切さ」を伝える自殺対策につながるようなメニューを取り上げることにより、事業に参加する児童に対して「命の大切さ」等、自殺対策の普及啓発を図る。</p>	
<p>【地域体験学習事業】事業として「命の大切さ」を伝える自殺対策につながるようなメニューを取り上げることにより、事業に参加する児童に対して「命の大切さ」等、自殺対策の普及啓発を図る。</p>	
<p>【青少年交流事業】事業として「命の大切さ」を伝える自殺対策につながるようなメニューを取り上げることにより、事業に参加する児童に対して「命の大切さ」等、自殺対策の普及啓発を図る。</p>	
<p>【地域内子ども交流事業】事業として「命の大切さ」を伝える自殺対策につながるようなメニューを取りあげることにより、事業に参加する児童に対して「命の大切さ」等、自殺対策の普及啓発を図る。</p>	
<p>【商工会議所・商工会運営補助金支給事務】経営上の様々な課題に関して、各種専門家に相談できる機会を提供することで、経営者の問題状況を把握し、その他の問題も含めて支援につなげていける可能性がある。</p>	産業政策課
<p>【市橋商工会運営補助金支給事務】経営上の様々な課題に関して、各種専門家に相談できる機会を提供することで、経営者の問題状況を把握し、その他の問題も含めて支援につなげていける可能性がある。</p>	
<p>【中小企業経営支援事業】健康経営促進に向けたPR案の検討を行うことで、健康経営の強化を図る起点にもなり得る。</p>	
<p>【中小企業信用保証料補助金支給事務】融資の機会を通じて、企業の経営状況を把握するとともに、経営難に陥り自殺のリスクの高まっている経営者の情報をキャッチし、適切な支援先へとつなげる等の機能を果たし得る。</p>	
<p>【労働講座】労働問題に関する講演会を開催し、勤労者の知識を高めて、労働に関する問題での自殺を減らす。</p>	
<p>【労働団体支援事業】地域労働団体が開催する、講座や労働相談会に対し、引き続き補助金を交付する。</p>	
<p>【勤労者生活資金貸付事業】勤労者の生活安定のためにも、引き続き金融機関に無利子で資金を預託する。</p>	
<p>【ジョブスタディ】就労時に直面する様々な就労問題についての理解を図り、その対処法や相談先等の情報を得る機会を提供する。</p>	
<p>【就職面接会開催事業】求職者と企業のマッチングの機会を設け、求職者の経済的安定を図る機会を提供する。</p>	
<p>【なりわい交流館管理運営事業】なりわい交流館は、誰でも立ち寄れる「お休み処」のため、周囲の人とのかかわりを持つことで、孤立・孤独を防ぐことができる可能性がある。</p>	商業振興課

事業名／事業内容	所管課
【誕生祝品関係事務】子育て支援施設の利用を促進することにより、子育てに関する悩みを相談する機会が得られるなど、親が抱える精神的不安の解消につながることを期待される。また、木製品の玩具を贈呈することで、木の温もりに触れる機会を創出し、結果として心が穏やかになるなど自殺の抑制につながる可能性がある。	農政課
【建築基準法に基づく許可・認定等】相談対応を行う職員にゲートキーパー研修を受講してもらうことで、気づき役としての視点を持ってもらうことにつながり得る。	建築指導課
【神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例に基づく事前協議】相談対応を行う職員にゲートキーパー研修を受講してもらうことで、気づき役としての視点を持ってもらうことにつながり得る。	
【道路事前窓口相談対応事務】相談対応を行う職員にゲートキーパー研修を受講してもらうことで、気づき役としての視点を持ってもらうことにつながり得る。	
【道路事前相談調査・整理事務】相談対応を行う職員にゲートキーパー研修を受講してもらうことで、気づき役としての視点を持ってもらうことにつながり得る。	
【木造住宅耐震化推奨訪問事業】相談対応を行う職員にゲートキーパー研修を受講してもらうことで、気づき役としての視点を持ってもらうことにつながり得る。	
【被災宅地危険度判定士養成等に関する事務】被災宅地危険度判定士にゲートキーパー研修を受講してもらうことで、気づき役としての視点を持ってもらうことにつながり得る。	開発審査課
【違反是正に関する事務】違反対応を行う職員にゲートキーパー研修を受講してもらうことで、気づき役としての視点を持ってもらうことにつながり得る。	みどり公園課
【都市公園等整備事務】子どもからお年寄りまで交流できるような公園等を整備することで、少しでも生きてみようという契機となる可能性がある。	
【都市公園等維持管理事務】公園などの樹木を適正に管理する事で、身近に自殺の場所を提供しないことができる。また、地域の清掃作業など地域のかたがたと交流することにより、自殺対策への契機となる可能性がある。	建築課
【市営住宅使用料滞納者等対応事務】職員にゲートキーパー研修を受講してもらうことで、気づき役としての視点を持ってもらうことにつながり得る。 自殺のリスクが潜在的に高いと思われる住民に接触した場合、ヒアリングを通じて借金問題等を把握し、生活保護制度や法律相談の窓口につなげられる可能性がある。	
【市営住宅管理人事務】年1～2回の管理人会議等の場で、自殺予防に関する基礎知識の研修を行うことで、自殺の兆候に気づくゲートキーパーになり得る。	
【市営住宅かわらばん編集・発行事務】生活保護制度や各種の相談窓口などを紹介することで、自殺リスクの高いかたに周知できる可能性がある。	
【他市町村との情報共有の場への出席】他自治体と市営住宅運営に関わる情報交換や共同研修などを実施する中で、自殺対策などをテーマとして情報を共有することができる。	
【受益者負担金賦課及び徴収事務】庁内窓口対応職員がゲートキーパー研修を受講することで、気づき役としての視点を持ってもらうことにつながり得る。	下水道総務課
【下水道使用料賦課及び徴収事務】庁内窓口対応職員がゲートキーパー研修を受講することで、気づき役としての視点を持ってもらうことにつながり得る。	
【水道料金及び下水道使用料の窓口収納等事務】庁内窓口対応職員がゲートキーパー研修を受講することで、気づき役としての視点を持ってもらうことにつながり得る。	
【職員の人事に関する事務（採用、休暇、退職等）】「小田原市立病院医師・看護師等の負担軽減等に関する計画」を策定し、過労に陥らない勤務条件を整えることが職員の自殺予防につながる。	経営管理課

【看護師等奨学金事務】看護学校に進学しやすくなるため、経済的に厳しい家庭の若者の生きる希望になり得る。	経営管理課
【病院職員の給与、福利厚生、各種手続事務（被服、売店、食堂等を含む）】職員課の「メンタルヘルスニュース」など心身の健康につながる情報を市立病院内で掲示することで、職員の自殺予防につながる。	
【職員健康診断事務】健康の維持や大きな病気の早期発見を図ることが、職員の自殺予防につながる。	
【臨床研修事務／専門医制度事務】医療現場において実施される臨床研修を通じて改めて命の大切さを意識する可能性がある。	
【広報事務】医療相談やリハビリなど市立病院の機能を市民に周知することで、病気や怪我に伴う困難を抱えている人の希望となり自殺予防につながる。	
【地域医療連携事業】相談窓口等へのリーフレットの配架により、普及啓発を図る。	医事課
【消防団健康診断事務】健診受診者に相談窓口等のリーフレットを配布することにより、団員及び管轄区域の住民への啓発の機会とする。	消防総務課 消防課
【消防事務の委託に伴う事務事業】消防事務を委託している構成市町との意見調整を行う関係課長会議や、2市5町正副消防団長会議、消防の連携・協力に関する県西ブロック検討調整会議において、自殺対策に係るテーマを設けることで、地域における自殺対策に係る情報を共有できる可能性がある。	広域調整課
【消防団事業計画に基づく事業】会議、研修等の参加者に相談窓口等のリーフレットを配布することにより、団員及び管轄区域の住民への啓発の機会とする。	消防課
【料金徴収】水道料金等徴収業務の委託業者社員がゲートキーパー研修を受講することで、気づき役としての視点を持ってもらうことにつながり得る。	営業課
【閉庁時市民等対応業務】閉庁時市民対応は委託しており、必要に応じて報告する等の対応を取ることができるようになる可能性がある。	給水課
【放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ・学童保育所）】自殺対策に係る普及啓発も実施することで、人に対する思いやりの気持ちを持つよう児童に指導する。	教育総務課
【放課後子ども教室推進事業】自殺対策に係る普及啓発も実施することで、人に対する思いやりの気持ちを持つよう児童に指導する。	
【学校運営協議会制度推進事業事務】相談窓口等のリーフレットを配布し、住民への啓発を図る。	教育指導課
【生徒指導員配置事務】生徒指導員が気づきの視点を持つことができるよう、ゲートキーパー研修の受講を促進する。	
【議員研修事務】新人議員研修の一コマとしてゲートキーパー養成研修を実施することで、気づき役としての視点を持ってもらうことにつながり得る。	議会総務課

## 第5章 計画の推進

### 1 推進体制

本計画を推進するため、「小田原市自殺予防対策庁内連絡会議」において情報共有、連携強化を図り、自殺対策を総合的に推進していきます。

また、本計画に記載した各施策における庁内担当課や関係機関等との連携を図ることとで、本市全体として自殺対策を推進していきます。

#### 【小田原市自殺予防対策庁内連絡会議構成課】

部局等	課	部局等	課
企画部	職員課	子ども青少年部	子育て政策課
市民部	地域安全課		青少年課
	人権・男女共同参画課	経済部	産業政策課
防災部	防災対策課	病院管理局	医事課
福祉健康部	福祉政策課	消防本部	救急課
	生活支援課	教育部	学校安全課
	高齢介護課		教育指導課
	障がい福祉課		

※事務局は福祉健康部健康づくり課。

### 2 進行管理

庁内担当課や関係機関等との協力の下、本計画の進捗状況や目標の達成状況について協議を行い、その結果を施策推進に反映していきます。

また、本計画の進行管理については、PDCAサイクル<sup>(※13)</sup>を活用し、抽出された問題点や課題の解決を図りながら、必要に応じて施策の見直しを行います。

## 参考資料

### 1 小田原市自殺対策計画策定検討委員会規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、小田原市附属機関設置条例（昭和54年小田原市条例第1号）第2条の規定に基づき設置された小田原市自殺対策計画策定検討委員会（以下「委員会」という。）の組織、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

**第2条** 委員会は、小田原市自殺対策計画の策定に関する事項につき、市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、及び必要と認める事項について意見を具申するものとする。

(委員)

**第3条** 委員会の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者のうちから必要の都度、市長が委嘱する。

- (1) 医師
- (2) 歯科医師
- (3) 薬剤師
- (4) 学識経験者
- (5) 市立小学校及び中学校の校長
- (6) 民生委員
- (7) 商工会議所が推薦する者
- (8) 地域包括支援センターの職員
- (9) 社会福祉法人小田原市社会福祉協議会が推薦する者
- (10) 本市を管轄する労働基準監督署の職員
- (11) 神奈川県職員の職員
- (12) 公募市民
- (13) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

2 委員の任期は、委嘱の日の属する年度の末日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

**第4条** 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。



4 委員長及び副委員長の任期は、委員の任期による。

(会議)

**第5条** 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

**第6条** 委員会において必要があると認めるときは、その会議に、議事に関係のある者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(秘密の保持)

**第7条** 委員は、職務上知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(庶務)

**第8条** 委員会の事務は、福祉健康部健康づくり課において処理する。

(委任)

**第9条** この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

## 附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

## 2 小田原市自殺対策計画策定検討委員会名簿

No	氏名	区分	団体名等	備考
1	青木 薫子	団体推薦	地域包括支援センター	
2	市川 和子	団体推薦	公益社団法人小田原薬剤師会	
3	大木 敏正	団体推薦	小田原市小学校長会	
4	勝田 有子	団体推薦	一般社団法人小田原医師会	
5	加藤 陽子	公募市民	市民	
6	上村 順一	団体推薦	小田原市民生委員児童委員協議会	
7	小林 俊之	団体推薦	小田原警察署	
8	疍崎 雅夫	団体推薦	小田原労働基準監督署	
9	田口 幸子	学識経験者	神奈川県弁護士会	
10	露木 美和子	団体推薦	神奈川県小田原保健福祉事務所	委員長
11	露木 康男	団体推薦	小田原市社会福祉協議会	副委員長
12	中矢 慎一	団体推薦	小田原箱根商工会議所	
13	中山 恵美子	公募市民	市民	
14	西澤 浩之	団体推薦	小田原市中学校長会	
15	星 賢一	団体推薦	神奈川県小田原児童相談所	
16	松下 正典	団体推薦	一般社団法人小田原歯科医師会	

(50音順、敬称略)

### 3 小田原市自殺対策計画策定までの経過

実施日	実施項目	内容
平成30年 7月9日	第1回小田原市自殺予防 対策庁内連絡会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自殺対策計画策定検討委員会について</li> <li>・自殺対策計画骨子（案）について</li> <li>・平成30年度自殺対策関連事業について</li> </ul>
8月21日	小田原市自殺対策計画策 定検討委員会第1回会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委員の委嘱</li> <li>・自殺対策計画策定検討委員会について</li> <li>・自殺対策計画骨子（案）について</li> <li>・平成30年度自殺対策関連事業について</li> </ul>
10月3日	第2回小田原市自殺予防 対策庁内連絡会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自殺対策計画策定検討委員会第1回会 議について</li> <li>・自殺対策計画（素案）について</li> </ul>
10月31日	小田原市自殺対策計画策 定検討委員会第2回会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自殺対策計画策定検討委員会第1回会 議について</li> <li>・自殺対策計画（素案）について</li> </ul>
平成30年 12月14日～ 平成31年 1月15日	小田原市自殺対策計画 （素案）に対する市民意 見の募集	<ul style="list-style-type: none"> <li>・意見公募（パブリックコメント）の実施</li> </ul>
2月13日	小田原市自殺対策計画策 定検討委員会第3回会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小田原市自殺対策計画（素案）につい てのパブリックコメント実施結果につい て</li> <li>・小田原市自殺対策計画（素案）に対す る修正事項について</li> </ul>

#### 4 小田原市自殺対策計画（素案）に対する市民意見の募集の結果

意見募集期間	平成30年12月14日から平成31年1月15日まで	
意見の件数	7件	
意見提出者数	2人	
内容別の意見件数	(1) 自殺に関連するデータに関すること (2) 基本方針に関すること (3) 基本施策に関すること (4) 重点施策に関すること	1件 2件 1件 3件
意見の考慮の結果	意見を踏まえ、政策等に反映したもの 意見の趣旨がすでに政策等に反映されているもの その他（質問など）	1件 4件 2件

## 5 用語集

### (※1) 人口動態統計

厚生労働省の人口動態調査の統計。日本における日本人を対象として、住所地を基に死亡時点で計上している。自殺、他殺あるいは事故死のいずれか不明のときは自殺以外で処理しており、死亡診断書等について作成者から自殺の旨訂正報告がない場合は、自殺に計上していない。

### (※2) 自殺統計

警察庁の自殺統計原票を集計した結果。総人口（日本における外国人も含む）を対象とし、発見地を基に自殺死体発見時点で計上している。捜査等により自殺であると判明した時点で自殺統計原票を作成し、計上している。

### (※3) 地域自殺実態プロフィール

自殺対策計画策定を支援するため、自殺総合対策推進センターから示された、全ての都道府県・市町村ごとに自殺の実態を分析したもの。当該自治体において、性・年齢区分・職業と同居人の有無の状況で区分した場合に、どのような人の自殺が多いかが示され、それに基づき、取組が推奨される施策分野が記載されている。

### (※4) 自殺予防週間

自殺について誤解や偏見をなくし、正しい知識を普及啓発するため、自殺対策基本法において9月10日から9月16日までを「自殺予防週間」と位置づけている。当該期間中、国及び地方公共団体は、啓発活動を広く展開するものとし、それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとするものとされている。

### (※5) 自殺対策強化月間

国の自殺総合対策会議において、平成22年2月5日に「いのちを守る自殺対策緊急プラン」が策定され、例年月別自殺者数の最も多い3月を「自殺対策強化月間」と定め、普及啓発を推進していくこととされている。

### (※6) ゲートキーパー（こころサポーター）

こころに不調を抱える人や自殺に傾く人のサインに気づき、声かけ、傾聴、つなぎ、見守ることができる人をいう。神奈川県では、サポーター的な役割を意図し、大和市のモデル事業を通じて「こころサポーター」という名称を使ってきたため、併記している。

#### (※7) こころの電話相談

神奈川県精神保健福祉センターで実施している事業の一つ。こころの病気について、生活・仕事に関する悩み、対人関係の悩み、性に関する悩み（性的マイノリティ）などやどこへ相談すればよいかわからない相談等を電話で受け付けている。

#### (※8) いのちの電話

一般社団法人日本いのちの電話連盟が運営している電話相談事業。県内では「横浜いのちの電話」及び「川崎いのちの電話」が24時間電話相談を受け付けている。

#### (※9) こころの耳

こころの不調や不安に悩む働くかたや、ご家族、職場のメンタルヘルス対策に取り組む事業者のかたなどの支援や、役立つ情報の提供を目的に作られた働くかたのメンタルヘルス・ポータルサイトとして、厚生労働省が実施している。

#### (※10) 自死遺族

家族や親族を自殺により亡くしたかたのこと。

#### (※11) 自己肯定感

「自分は大切な存在」や「自分はかけがえのない存在」だと思える心の状態のこと。自分を肯定している感覚、感情などを指す。

#### (※12) 自己有用感

他者の存在を前提として、自分の存在価値を感じる。誰かに必要とされているという満足感などを指す。

#### (※13) PDCAサイクル

事業活動における管理業務を円滑に進める手法の一つ。Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Act（改善）の4段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善する。

## 6 自殺対策基本法

自殺対策基本法（平成十八年法律第八十五号）

### 第一章 総則

#### （目的）

第一条 この法律は、近年、我が国において自殺による死亡者数が高い水準で推移している状況にあり、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、これに対処していくことが重要な課題となっていることに鑑み、自殺対策に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、自殺対策の基本となる事項を定めること等により、自殺対策を総合的に推進して、自殺の防止を図り、あわせて自殺者の親族等の支援の充実を図り、もって国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

#### （基本理念）

第二条 自殺対策は、生きることの包括的な支援として、全ての人がかげがえのない個人として尊重されるとともに、生きる力を基礎として生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、その妨げとなる諸要因の解消に資するための支援とそれを支えかつ促進するための環境の整備充実が幅広くかつ適切に図られることを旨として、実施されなければならない。

- 2 自殺対策は、自殺が個人的な問題としてのみ捉えられるべきものではなく、その背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、社会的な取組として実施されなければならない。
- 3 自殺対策は、自殺が多様かつ複合的な原因及び背景を有するものであることを踏まえ、単に精神保健的観点からのみならず、自殺の実態に即して実施されるようにしなければならない。
- 4 自殺対策は、自殺の事前予防、自殺発生の危機への対応及び自殺が発生した後又は自殺が未遂に終わった後の事後対応の各段階に応じた効果的な施策として実施されなければならない。
- 5 自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携が図られ、総合的に実施されなければならない。

#### （国及び地方公共団体の責務）

第三条 国は、前条の基本理念（次項において「基本理念」という。）にのっとり、自殺対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、自殺対策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。
- 3 国は、地方公共団体に対し、前項の責務が十分に果たされるように必要な助言その他の援助を行うものとする。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、国及び地方公共団体が実施する自殺対策に協力するとともに、その雇用する労働者の心の健康の保持を図るため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(国民の責務)

第五条 国民は、生きることの包括的な支援としての自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるよう努めるものとする。

(国民の理解の増進)

第六条 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、自殺対策に関する国民の理解を深めるよう必要な措置を講ずるものとする。

(自殺予防週間及び自殺対策強化月間)

第七条 国民の間に広く自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるとともに、自殺対策の総合的な推進に資するため、自殺予防週間及び自殺対策強化月間を設ける。

2 自殺予防週間は九月十日から九月十六日までとし、自殺対策強化月間は三月とする。

3 国及び地方公共団体は、自殺予防週間においては、啓発活動を広く展開するものとし、それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

4 国及び地方公共団体は、自殺対策強化月間においては、自殺対策を集中的に展開するものとし、関係機関及び関係団体と相互に連携協力を図りながら、相談事業その他それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

(関係者の連携協力)

第八条 国、地方公共団体、医療機関、事業主、学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校をいい、幼稚園及び特別支援学校の幼稚部を除く。第十七条第一項及び第三項において同じ。）、自殺対策に係る活動を行う民間の団体その他の関係者は、自殺対策の総合的かつ効果的な推進のため、相互に連携を図りながら協力するものとする。

(名誉及び生活の平穏への配慮)

第九条 自殺対策の実施に当たっては、自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の名誉及び生活の平穏に十分配慮し、いやしくもこれらを不当に侵害することのないようにしなければならない。

(法制上の措置等)

第十条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第十一条 政府は、毎年、国会に、我が国における自殺の概況及び講じた自殺対策に関する報告書を提出しなければならない。

## 第二章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等



(自殺総合対策大綱)

第十二条 政府は、政府が推進すべき自殺対策の指針として、基本的かつ総合的な自殺対策の大綱（次条及び第二十三条第二項第一号において「自殺総合対策大綱」という。）を定めなければならない。

(都道府県自殺対策計画等)

第十三条 都道府県は、自殺総合対策大綱及び地域の実情を勘案して、当該都道府県の区域内における自殺対策についての計画（次項及び次条において「都道府県自殺対策計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、当該市町村の区域内における自殺対策についての計画（次条において「市町村自殺対策計画」という。）を定めるものとする。

(都道府県及び市町村に対する交付金の交付)

第十四条 国は、都道府県自殺対策計画又は市町村自殺対策計画に基づいて当該地域の状況に応じた自殺対策のために必要な事業、その総合的かつ効果的な取組等を実施する都道府県又は市町村に対し、当該事業等の実施に要する経費に充てるため、推進される自殺対策の内容その他の事項を勘案して、厚生労働省令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

### 第三章 基本的施策

(調査研究等の推進及び体制の整備)

第十五条 国及び地方公共団体は、自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するため、自殺の実態、自殺の防止、自殺者の親族等の支援の在り方、地域の状況に応じた自殺対策の在り方、自殺対策の実施の状況等又は心の健康の保持増進についての調査研究及び検証並びにその成果の活用を推進するとともに、自殺対策について、先進的な取組に関する情報その他の情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策の効率的かつ円滑な実施に資するための体制の整備を行うものとする。

(人材の確保等)

第十六条 国及び地方公共団体は、大学、専修学校、関係団体等との連携協力を図りながら、自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるものとする。

(心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進等)

第十七条 国及び地方公共団体は、職域、学校、地域等における国民の心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進並びに相談体制の整備、事業主、学校の教職員等に対する国民の心の健康の保持に関する研修の機会の確保等必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策で大学及び高等専門学校に係るものを講ずるに当たっては、大学及び高等専門学校における教育の特性に配慮しなければならない。

3 学校は、当該学校に在籍する児童、生徒等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、当該学校に在籍する児童、生徒等に対し、各人がかけがえのない個人として共に尊重し合いながら生きていくことについての意識の涵(かん)養等に資する教育又は啓発、困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育又は啓発その他当該学校に在籍する児童、生徒等の心の健康の保持に係る教育又は啓発を行うよう努めるものとする。

(医療提供体制の整備)

第十八条 国及び地方公共団体は、心の健康の保持に支障を生じていることにより自殺のおそれがある者に対し必要な医療が早期かつ適切に提供されるよう、精神疾患を有する者が精神保健に関して学識経験を有する医師(以下この条において「精神科医」という。)の診療を受けやすい環境の整備、良質かつ適切な精神医療が提供される体制の整備、身体の傷害又は疾病についての診療の初期の段階における当該診療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、救急医療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、精神科医とその地域において自殺対策に係る活動を行うその他の心理、保健福祉等に関する専門家、民間の団体等の関係者との円滑な連携の確保等必要な施策を講ずるものとする。

(自殺発生回避のための体制の整備等)

第十九条 国及び地方公共団体は、自殺をする危険性が高い者を早期に発見し、相談その他の自殺の発生を回避するための適切な対処を行う体制の整備及び充実に必要な施策を講ずるものとする。

(自殺未遂者等の支援)

第二十条 国及び地方公共団体は、自殺未遂者が再び自殺を図ることのないよう、自殺未遂者等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

(自殺者の親族等の支援)

第二十一条 国及び地方公共団体は、自殺又は自殺未遂が自殺者又は自殺未遂者の親族等に及ぼす深刻な心理的影響が緩和されるよう、当該親族等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

(民間団体の活動の支援)

第二十二条 国及び地方公共団体は、民間の団体が行う自殺の防止、自殺者の親族等の支援等に関する活動を支援するため、助言、財政上の措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

#### 第四章 自殺総合対策会議等

(設置及び所掌事務)

第二十三条 厚生労働省に、特別の機関として、自殺総合対策会議(以下「会議」という。)を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 自殺総合対策大綱の案を作成すること。
- 二 自殺対策について必要な関係行政機関相互の調整をすること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、自殺対策に関する重要事項について審議し、及び自殺対策の実施を推進すること。

(会議の組織等)

第二十四条 会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、厚生労働大臣をもって充てる。
- 3 委員は、厚生労働大臣以外の国务大臣のうちから、厚生労働大臣の申出により、内閣総理大臣が指定する者をもって充てる。
- 4 会議に、幹事を置く。
- 5 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、厚生労働大臣が任命する。
- 6 幹事は、会議の所掌事務について、会長及び委員を助ける。
- 7 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(必要な組織の整備)

第二十五条 前二条に定めるもののほか、政府は、自殺対策を推進するにつき、必要な組織の整備を図るものとする。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二七年九月一日法律第六六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(自殺対策基本法の一部改正に伴う経過措置)

第六条 この法律の施行の際現に第二十七条の規定による改正前の自殺対策基本法第二十条第一項の規定により置かれている自殺総合対策会議は、第二十七条の規定による改正後の自殺対策基本法第二十条第一項の規定により置かれる自殺総合対策会議となり、同一性をもって存続するものとする。

附 則 (平成二八年三月三〇日法律第一一号) 抄

(施行期日)

- 1 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。



## 小田原市自殺対策計画

発行日 平成31年（2019年）3月

発行 小田原市

編集 福祉健康部健康づくり課

（小田原市保健センター内）

〒256-0816 小田原市酒匂 2-32-16

電話 0465-47-0820